

蘭越町地域防災計画

資料編



令和 6 年 3 月

蘭越町防災会議

目 次

1 蘭越町の概況

(1) 資料 1－1	蘭越町各地区の状況	1
(2) 資料 1－2	蘭越町各集落の状況	2
(3) 資料 1－3	蘭越町地形・地域区分図	5
(4) 資料 1－4	災害の記録	6

2 防災組織等

(1) 資料 2－1	蘭越町防災会議条例	1 0
(2) 資料 2－2	蘭越町防災会議運営規定	1 2
(3) 資料 2－3	蘭越町災害対策本部条例	1 4
(4) 資料 2－4	蘭越町災害弔慰金の支給等に関する条例	1 5
(5) 資料 2－5	蘭越町国民保護対策本部及び蘭越町緊急処理事態対策本部条例	1 9
(6) 資料 2－6	蘭越町国民保護協議会条例	2 1
(7) 資料 2－7	蘭越町消防委員会規則	2 2
(8) 資料 2－8	蘭越町災害時応援協定等の締結状況	2 4
(9) 資料 2－9	関係機関等の連絡先	2 7

3 物資・資機材

(1) 資料 3－1	蘭越町防災備蓄品一覧	3 5
(2) 資料 3－2	防災用備蓄資機材一覧（小樽開発建設部岩内道路事務所）	3 6
(3) 資料 3－3	道路情報提供装置	3 7
(4) 資料 3－4	油流出防除資機材（北海道開発局・消防）	3 8
(5) 資料 3－5	赤十字災害救援物資	3 9
(6) 資料 3－6	北海道総合通信局貸出貨機材	4 1

4 災害危険区域

(1) 資料 4－1	蘭越町内の主要河川	4 2
(2) 資料 4－2	重要水防箇所	4 3
(3) 資料 4－3	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	4 4
(4) 資料 4－4	雪崩危険箇所	4 5

5 消防・水防関係

(1) 資料 5－1	消防組織図	4 6
(2) 資料 5－2	消防組織分担区分	4 7
(3) 資料 5－3	消防力の現況	4 8
(4) 資料 5－4	貯蔵所施設数及び貯蔵量	5 0
(5) 資料 5－5	指定防火対象物の現況	5 0
(6) 資料 5－6	雨量・水位観測所	5 1
(7) 資料 5－7	警報・注意報発表基準一覧表	5 2
(8) 資料 5－8	水防活動実施報告書	5 6

6 通信・避難関係

(1) 資料 6－1	災害情報等報告取扱要領	5 7
(2) 資料 6－2	避難施設	6 9

(3) 資料6－3	応急（広域）避難場所・区域表-----	7 1
(4) 資料6－4	土砂災害警戒区域における警戒避難体制-----	7 2

7 応急措置・災害派遣・緊急輸送関係

(1) 資料7－1	従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者-----	7 4
(2) 資料7－2	従事命令等の実施手続き（公用令書）-----	7 5
(3) 資料7－3	自衛隊の災害派遣要請-----	7 9
(4) 資料7－4	自衛隊の災害派遣部隊撤収要請-----	8 0
(5) 資料7－5	町有車両の現況-----	8 1
(6) 資料7－6	ヘリコプター離着陸場-----	8 4
(7) 資料7－7	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領-----	8 5
(8) 資料7－8	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領-----	9 0
(9) 資料7－9	水害時における建設機械借受申請-----	9 4
(10) 資料7－10	水害時等における建設機械貸付契約撤収依頼-----	9 5
(11) 資料7－11	防災用備蓄機材（道の駅・シェルプラザ）の要求及び返納事務手続き---	1 0 0

8 救援・応急復旧関係等

(1) 資料8－1	給水施設-----	1 0 3
(2) 資料8－2	給水資機材-----	1 0 3
(3) 資料8－3	世帯構成員別被害状況-----	1 0 4
(4) 資料8－4	物資購入（配分）計画表-----	1 0 4
(5) 資料8－5	物資受払簿-----	1 0 5
(6) 資料8－6	物資給与及び受領簿-----	1 0 5
(7) 資料8－7	罹災証明書-----	1 0 6

9 事業別国庫負担等

(1) 資料9－1	事業別国庫負担等一覧-----	1 0 7
(2) 資料9－2	応急金融の概要-----	1 1 1
(3) 資料9－3	被災者生活再建支援制度に基づく支援-----	1 2 3

○蘭越町各地区の状況

資料 1－1

(令和6年1月31日現在)

地区等名	人口	世帯数	地区等名	人口	世帯数
蘭越1町内	32	17	温泉通2	160	83
蘭越2町内	77	41	黄金	60	30
蘭越3町内	34	21	黄金団地	69	35
蘭越4町内	17	11	温泉病院	27	25
蘭越5町内	46	23	日の出ヶ丘	13	7
蘭越6町内	48	28	湯里温泉	99	54
蘭越7町内	30	17	昆布温泉	13	7
蘭越8町内	52	29	湯里	76	44
蘭越9町内	22	10	湯里団地	0	0
蘭越10町内	29	14	日出	38	20
蘭越12町内	80	48	黄金第2町内	8	3
蘭越13町内	60	41	センター昆布	6	6
蘭越14町内	61	26	三和学校団地	7	4
蘭越15町内	107	55	三和上	54	29
蘭越17町内	142	66	三和中	46	22
緑ヶ丘	179	83	三和下	25	10
高校通	75	34	冷水	9	5
蘭越上	241	115	名駒上	14	9
蘭越下	80	35	名駒下	59	30
蘭越東	117	64	鮎川	19	6
こぶし団地	35	16	清水	35	19
緑ヶ丘第2団地	16	16	共栄	42	19
曙1	84	49	御成1	17	9
曙2	99	47	御成3	25	10
土現公宅	11	7	初田	54	28
ひまわり団地	24	13	港1	37	22
豊国上	54	18	港2	29	17
豊国下	27	12	港3	47	27
豊国東	4	2	港4	22	14
旭台	1	1	港5	7	5
水上	24	8	三笠	22	9
大谷団地	67	26	相生1	47	23
大谷上	155	71	相生2	15	9
大谷中	50	21	相生東	9	4
大谷下	25	17	相生3	37	19
大谷	24	11	目名北	10	8
淀川上	12	5	目名上通	40	20
淀川1	14	6	目名本通	14	10
淀川2	26	11	目名東通	52	29
栄	14	5	目名南通	11	8
富岡1	49	24	賀老	30	15
富岡2	37	21	田下1	26	11
吉国	44	19	田下2	18	10
上里1	44	28	讃岐	32	14
立川	21	13	貝川	26	13
昆布高台	33	12	一灯園	79	79
昆布西	41	19	愛星学園	37	37
学校通	42	27	慶寿	6	6
局通	22	12	相生	2	2
駅前通り	35	20	グループホーム蘭越	6	6
温泉通1	64	33	合 計	4,367	2,299

○蘭越町各集落の状況

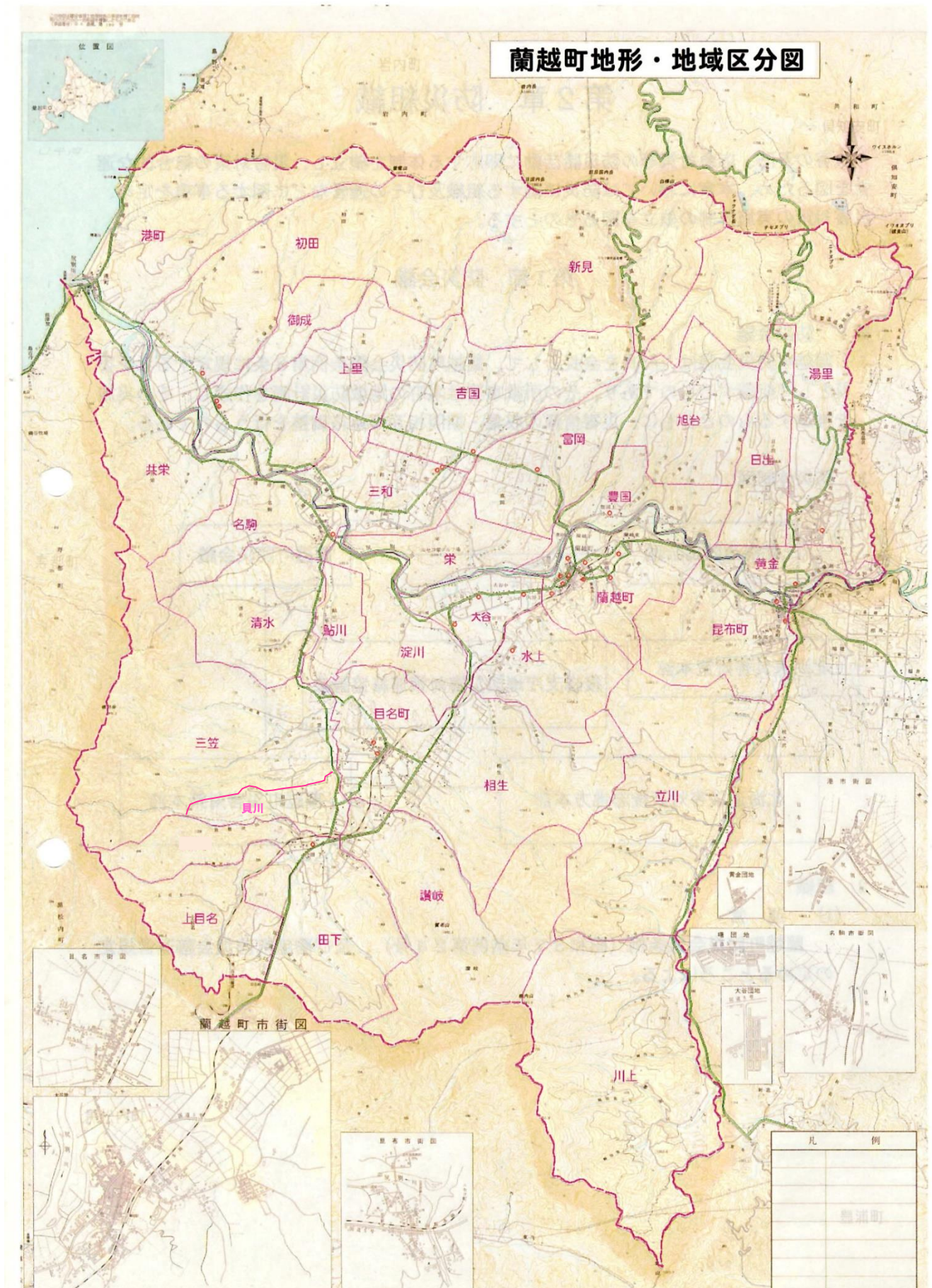
資料 1 - 2

(令和 6 年 1 月 3 1 日現在)

集落名	世帯数 (戸)	人口 (人)			集落の概況
		男	女	計	
立 川	13	13	8	21	昆布駅より南東約 10k m の地点で、字川上の途中にある集落で、ニセコ町と昆布川を境にしている集落は、昆布側の左岸に道路沿いに点在し、帯状の集落となっている。
昆布町	237	205	225	430	尻別川と昆布川の合流点に位置した市街地で、四季を通じ温泉、スキー客が多い。市街地の中央は、国道 5 号線が走り、人家が両側に建ち並んでいる。
黄 金	68	69	68	137	尻別川右岸（昆布町の対岸）に河川と並行して人家が点在し、集落中央を町道が走り、背面は山に覆われ平坦が少ない。
湯 里	112	94	108	201	ニセコ山麓の温泉街を含む標高 200m の高台に人家が点在し、広範囲な集落である。集落中央には町道が縦貫している。
日 出	20	21	17	38	ニセコ温泉に通ずる道道西北昆布駅より約 5km の地点にある集落で、広範囲な耕地に人家が点在している。
蘭越町	927	870	929	1, 799	蘭越町の中心地となっている市街地で、各官公署の所在地である。一部農家が点在するが、ほとんど市街地であり、防災の重点は火災予防である。
豊 国	32	39	46	85	蘭越市街の対岸で、尻別川に沿って細長く部落を形成している。部落の中央には町道が走り、人家は両側に点在し、背面は山に覆われている。
富 岡	45	47	39	86	蘭越市街により北西約 4km の地点で、標高 180m の高台に人家が広範囲に点在し、蘭越三和線を基点にして町道が線状に走っている。
栄	5	6	8	14	蘭越市街の対岸で、豊国地区の下流に位置し、尻別川沿いに細長く人家が点在している。尻別川の水害を最も受けやすい条件下にある。
吉 国	19	21	23	44	富岡地区ペンケ目国内川を境にして西方に位置し、緩傾斜地帯に人家が点在し、その中央には小河川が 3 本縦断し、水害の多い地域である。
上 里	28	24	20	44	吉国地区の西方、パンケ目国内川を境にして標高 250m の高台に広範囲な地域に人家が点在している開拓地である。
大 谷	268	204	239	443	蘭越町の水田地帯で、集落は平坦盆地となってその中央には国道 5 号線が走り、人家が両側につらなっている。尻別川は、昭和 36 年、37 年の 2 年連続して氾濫し、当地区は大きな被害を受けた。

集落名	世帯数 (戸)	人口 (人)			集落の概況
		男	女	計	
淀 川	22	26	26	52	大谷地区の隣接地で、地形は大谷と全く同じ条件にあり、特に逆川より水害も多い地域であったが、改修により改良された。
水 上	8	11	13	24	大谷、淀川地区間の背面山間に函館本線沿いに集落が形成されている。集落中央に蘭越から目名に通ずる道道が走り、その両側に人家が形成されている。
名駒町	44	38	44	82	蘭越、港町間のほぼ中間に位置し、市街形成をなした集落である。市街中央に道道磯谷蘭越線が走り、十文字に町道三和線より目名町に通ずる。市街の東側には南北に目名川が流れ、尻別川に注ぎ水害源ともなる。
三 和	65	62	70	132	吉国と名駒の中間にある集落で、その中央に道道と並行してペンケ目国内川が流れ、過去に水害を受けたが、河川改修と築堤により解消された。人家は広範囲な水田地帯に点在している。
清 水	19	17	18	35	目名川左岸、名駒、目名間に細長く伸びた山間に点在する集落である。目名川に並行して町道が走り、人家が両側に点在する。
鮎 川	6	9	10	19	目名川右岸、名駒、目名間に細長く伸びた清水地区と相対した集落で、目名川と並行して町道が走り、人家は道路の両側に点在している。
共 栄	19	19	23	42	尻別川左岸で名駒町と港町の中間にある集落で道道磯谷蘭越線の両側に人家が点在している。
御 成	19	23	19	42	尻別川右岸で共栄地区とはさみ相対し、道道北尻別蘭越停車場線で蘭越に通じ、共栄とは御成橋により通じている。人家は比較的平坦な道路両側に点在し、御成橋周辺の人家は水害を受けやすい状態にあったが、築堤により解消された。また、集落には志根津川、福岡川、オサンナイ川の3本の河川があるが、すでに災害復旧工事は完了している。
初 田	28	24	30	54	御成地区と隣接し、平坦な水田地帯に広範囲に渡って人家が点在している。すでに尻別川の改修工事は完了したが、過去に水害が多い地帯である。
目名町	96	76	87	163	蘭越駅から8km 函館よりにある目名駅の所在地で市街形成をなした集落である。市街地は、水害等の関係はないが一部農家は消火栓による災害はある。
相 生	57	55	55	110	目名町の東側に隣接し、国道5号線沿いに延びた集落である。集落の中央には国道が走り、広範囲な土地に人家が点在している。小河川も数本ある被害度は少ない。

集落名	世帯数 (戸)	人口 (人)			集落の概況
		男	女	計	
三 笠	9	12	10	22	名駒市街地と目名市街地の間に位置し、目名市街より目名川及び町道目名カイカラ線に沿って人家が点在している集落である。
貝 川	13	11	15	26	目名市街地より西方約 2km の地点、町道目名カイカラ沢に沿って人家が点在した集落である。集落内には、目名川及びカイカラ沢川の 2 河川があるが、被害は比較的少ない。
田 下	21	23	21	44	讃岐地区の西隣に位置する集落で、国道 5 号線、蘭越黒松内線が集落の中心を走り、水害が比較的多い集落である。
讃 岐	14	17	15	32	相生集落の西隣に位置する集落で、国道 5 号線と鉄道沿線の両側に人家が点在している。人家が比較的高い位置にあるため、水害等の被害は少ない、
港	85	72	70	142	蘭越町の最西方で日本海側に位置し、市街地形成の集落である。集落の中央には、尻別川が日本海側に国道 229 号線、尻別川右岸に道道北尻別蘭越停車場線、佐賀には道道磯谷蘭越線が走り、集落は尻別川の両岸に細長く延びている。災害の要因は水害及び津波が警戒される。
計	2,299	2,108	2,255	4,363	



○災害の記録

災害年月日	原 因	地 域	被 害 の 状 況
S24. 7. 11	大火	蘭越市街	午前 2 時 40 分発生、同日午前 6 時 2 0 分鎮火。豚の肥料煮沸窯残火不始末。罹災戸数 104 棟、109 戸で 129 世帯、592 人
S34. 9. 6	豪雨災害	尻別川他	9 月 6 日夜半からの豪雨は、最大降水量 65mm、町内の各河川が氾濫して埋没冠水、田畑 55 町歩、道路決壊 3 ケ月、橋梁流出 3 ケ所等。
S36. 7. 26	豪雨災害	尻別川他	7 月 24 日夜半からの豪雨で、各河川が増水し、26 日早朝から大氾濫。特に尻別川海岸が甚だしく、道路決壊、橋梁流出等でいたるところで交通途絶の状態となる。家屋の流出、浸水 446 戸、田畑の冠水埋没 1,600 町歩、道路決壊 20 ケ所、橋梁の流出 19 ケ所、被害額 470,000 千円。
S37. 8. 2	豪雨災害	尻別川他	8 月 2 日午前 10 時から降り始めた豪雨は 6 日まで続き 266mm に達した。その被害は、前年を上回る開町以来の大被害となり、8 月 4 日災害救助法が適用された。被害の状況は、流出、浸水家屋 678 戸、田畑の冠水埋没 1,584 町歩、河川の決壊 42 ケ所、道路の決壊流出 12 ケ所、橋梁流出 18 ケ所、被害総額 970,000 千円。
S40. 7. 11	豪雨災害	尻別川他	7 月 11 日午前 8 時から 10 時にかけて、最大降雨量 65mm、町内各河川が氾濫。河川、道路の決壊 5 ケ所で被害総額 6,250 千円。
S40. 9. 10	豪雨災害	尻別川他	9 月 10 日から 11 日にかけて台風 23 号発生。11 日 5 時までに降雨量 121.6mm。住家被害 230 千円、農業被害 12,480 千円、土木被害 64,155 千円、その他放送施設、文教施設 330 千円等、被害総額 77,380 千円。
S45. 8. 19	豪雨災害	尻別川他	8 月 19 日台風 9 号発生。農業被害 196,456 千円をはじめ被害総額 209,906 千円。
S48. 8. 15	豪雨災害	尻別川他	8 月 15 日から 17 日にかけて集中豪雨 農業被害 1,166 千円をはじめ被害総額 132,166 千円
S50. 8. 19～ 8. 20	豪雨災害	尻別川他	8 月 19 日から 20 日にかけて台風 5 号崩れの低気圧によって降り続いた大雨は最大降雨量 136mm を記録し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は住家被害 1,810 千円、農業被害 25,295 千円、土木被害 330,160 千円、林道その他の被害 3,450 千円、被害総額 360,715 千円

災害年月日	原 因	地 域	被 害 の 状 況
S50. 8. 23～ 8. 24	豪雨災害	尻別川他	8 月 22 日から 24 日にかけて降り続いた台風 6 号による大雨は最大高医療 134mm。 23 日午後 5 時 40 分に尻別川沿岸一帯に避難命令を発令、同 9 時に尻別川は警戒水位を超えた。24 日午後 1 時 45 分、町職員、消防関係者により土のう積み作業開始。同 3 時 20 分までに作業を解除した。被害の状況は、住家被害 16, 338 千円、土木被害 384, 120 千円、有線施設その他の被害 83, 800 千円、被害総額 602, 178 千円
S56. 8. 22～ 8. 23	豪雨災害	尻別川、パンケ目国内川他	8 月 22 日から 23 日にかけて降り続いた台風 15 号による大雨は 160mm を記録した。10 時 30 分パンケ目国内川が氾濫、冷水地区住民が避難、12 時尻別川流域に避難命令発令。中小河川が氾濫し町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害 30, 500 千円、農業被害 373, 587 千円、土木被害 746, 580 千円、水産被害 10, 372 千円、林業被害 11, 114 千円、文教被害 3, 113 千円、被害総額 1, 175, 266 千円。
S60. 9. 1～ 9. 2	豪雨災害	尻別川他	9 月 1 日 6 時 30 分から 17 時にかけて降り続いた台風 13 号による大雨は 84mm を帰路機し、各河川が氾濫。河川及び道路の決壊、町内各地で災害が発生した。 被害の状況は農業被害 127, 295 千円、207, 550 千円、被害総額 334, 845 千円。
H5. 7. 12	地震災害	全域	7 月 12 日午後 10 時 17 分、北海道南西沖深さ 34km を震源とするマグニチュード 7. 8 の地震が発生し、尻別川築堤、道路、農地の決壊、農業揚水機、住宅などの損傷があった。また同時に津波が発生し、港地区が被害を受けた。被害の状況は住家被害 48, 686 千円、農業被害 632, 598 千円、土木被害 274, 100 千円、水産被害 11, 882 千円、尻別川築堤その他の被害 2, 532, 732 千円、被害総額 3, 499, 998 千円。
H6. 2. 21～ 2. 22	暴風雨災害	各河川流域	2 月 21 日 12 時 30 分頃から降り始めた雨は総雨量 61mm に達し、これにより小河川が堆積していた雪にせき止められ氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害 8, 640 千円、農業被害 4, 000 千円、その他被害 780 千円、被害総額 13, 420 千円

災害年月日	原 因	地 域	被 害 の 状 況
H7. 8. 7～ 8. 8	豪雨災害	各河川流域	8 月 7 日 20 時頃から降り始めた雨は総雨量 147mm を記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害 600 千円、農業被害 246, 103 千円、土木被害 160, 514 千円、水産被害 750 千円、林業被害 96, 561 千円、被害総額 504, 528 千円。
H8. 5. 2～ 5. 3	融雪出水	各河川流域	5 月 2 日からの降雨により融雪し始め、16 ケ所の河川が氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、土木被害はじめ総額 175, 110 千円。
H9. 8. 8～ 8. 10	豪雨災害	各河川流域	8 月 8 日 20 時頃から降り始めた雨は総雨量は 141mm を記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害 28, 589 千円、土木被害 123, 000 千円、水産被害 554 千円、林業被害 10, 000 千円、被害総額 166, 443 千円。
H10. 5. 2～ 5. 3	豪雨災害	各河川流域	5 月 2 日 0 時頃から降り始めた雨は総雨量 131mm を記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害 1, 100 千円、土木被害 65, 100 千円、林業被害 10, 000 千円、その他 20 千円、被害総額 76, 220 千円。
H11. 7. 28～ 8. 3	豪雨災害	各河川流域	7 月 28 日 16 時頃から降り始めた 8 月 3 日まで降り続き総雨量は 386mm を記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害 78, 953 千円、土木被害 184, 900 千円、林業被害 21, 745 千円、被害総額 300, 598 千円。
H12. 4. 21～ 4. 22	融雪出水	各河川流域	4 月 21 日 20 時頃から降雨により融雪し始め、9 ケ所の河川が氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害 23, 600 千円、土木被害 71, 600 千円、林業被害 9, 000 千円、被害総額 94, 200 千円。
H13. 4. 12～ 4. 13	融雪出水	目名地域	4 月 12 日からの降雨により融雪し始め、道路法面崩落水田への土砂流入が発生した。被害総額 30, 500 千円。
H16. 9. 8	風災害	全域	台風 18 号による暴風の影響で住宅等破損、樹木が倒れたりする災害が発生した。 被害状況は、住家被害 19, 000 千円、非住家被害 11, 800 千円、農業被害 281, 794 千円、水産被害 10, 550 千円、林業被害 1, 000, 240 千円、その他 31, 689 千円、被害総額 1, 360, 073 千円。

災害年月日	原 因	地 域	被 害 の 状 況
H18. 1. 10～ 3. 10	豪雨災害	全域	大雪による影響で、農業用倉庫等が倒壊する災害が発生した。非住家被害 14,094 千円、農業被害 1,862 千円、道路被害 2,000 千円、被害総額 17,956 千円
H23. 9. 2～ 9. 6	豪雨災害	各河川流域	台風 12 号及び大雨による影響で農作物の被害が 19.4ha、農業施設被害 5 ケ所、蘭越町尻別川河畔公園冠水。札幌管区気象台尻別川はん濫警戒情報発表。北海道開発局排水ポンプ車出動要請
H24. 5. 18	融雪出水	各河川流域	大雨による河川の増水により農業被害 3,668 千円、土木被害 6,635 千円、林業被害 1,400 千円
H24. 10. 21	突風災害	全域	午前 1 時頃に発生した突風により非住家被害 500 千円、農業被害 1,903 千円
H28. 8. 30～ 9. 4	風災害	全域	台風 10 号による暴風の影響で水稻が倒伏するなどの災害が発生した。農業被害 8,472 千円
H29. 4. 18	風災害	全域	発達した低気圧による暴風で住宅の屋根が破損するなどの災害が発生した。住家被害 806 千円、農業被害 38,021 千円、総額 46,081 千円
H29. 9. 18	風災害	全域	住家被害 4,080 千円、非住家被害 3,980 千円、農業被害 38,021 千円
H30. 7. 5	豪雨災害	全域	農業用施設 5 ケ所 河川被害 664 千円、道路被害 1,020 千円、農業被害 4,047 千円、水道が一部断水した。北海道開発局排水ポンプ車出動要請。
H30. 9. 6	地震災害	全域	9 月 6 日午前 3 時 7 分に北海道胆振地方中東部深さ 37km を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生。道内の半分の電気を供給していた苫東厚真火力発電所でボイラー管が破損。道内全域で停電となった。土木被害 2,594 千円、北海道開発局電源車出動要請
R2. 9. 12	豪雨災害	全域	農業被害（33 箇所）672 千円、土木被害・道路・河川被害（47 箇所）19,779 千円
R4. 8. 16	豪雨災害	広域	道路被害（12 箇所）4,048 千円 北海道開発局排水ポンプ車・照明車出動要請。 農業被害 27 箇所あったが、水が引いたため、結果として被害額なし。

※被害額 1,000 千円以上の災害、特筆すべき災害を記載。

○蘭越町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 22 日

条例第 24 号

改正 昭和 50 年 6 月 20 日条例第 30 号

昭和 53 年 6 月 15 日条例第 18 号

昭和 55 年 7 月 1 日条例第 17 号

平成 11 年 12 月 22 日条例第 25 号

平成 18 年 3 月 16 日条例第 5 号

平成 24 年 9 月 21 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき
蘭越町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蘭越町地域防災計画及び蘭越町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 町長の指定する関係地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 蘭越町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官
 - (3) 北海道知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町を管轄する警察署長又はその指名する警察官
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 町教育委員会の教育長
 - (7) 町消防団長
 - (8) 町長の指定する関係公共機関又は関係地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

- 6 前項各号に定める委員の定数は、第 1 号委員 2 人、第 2 号委員 1 人、第 3 号委員 1 人、第 4 号委員 1 人、第 5 号委員 12 人以内、第 8 号委員 12 人以内、第 9 号委員 2 人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第25号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

○蘭越町防災会議運営規定

昭和 40 年 4 月 1 日

訓令第 1 号

改正 昭和 50 年 6 月 1 日訓令第 1 号

平成元年 1 月 31 日訓令第 1 号

平成 18 年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号

平成 25 年 3 月 19 日訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規定は、蘭越町防災会議条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、蘭越町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理者)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項に規定する会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(欠席又は遅参の届出)

第 4 条 委員は、事故のため防災会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、防災会議の開会時刻前に、会長にその旨を届出しなければならない。

(代理出席)

第 5 条 委員は、止むを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(会議)

第 6 条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

(会長の専決事項)

第 7 条 防災会議の権限に属する事務のうち、蘭越町地域防災計画又は蘭越町水防計画に係る軽微な変更については、会長において、これを処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は蘭越町総務課において行う。

(公表等の方法)

第 9 条 地域防災計画及び水防計画を作成し、又は修正した場合の公表は、蘭越町公告式条例の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 1 日訓令第 1 号)

この規定は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年 1 月 31 日訓令第 1 号)

この規定は、公布の日から施行し、平成元年 1 月 31 日から適用する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

○蘭越町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 22 日

条例第 25 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日条例第 27 号

平成 24 年 9 月 21 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、蘭越町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日条例第 27 号)預かる

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○蘭越町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 57 年 3 月 16 日

条例第 7 号

改正 昭和 62 年 6 月 30 日条例第 13 号

平成 18 年 3 月 16 日条例第 9 号

平成 24 年 3 月 14 日条例第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行いもって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、蘭越町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時での者と同居し、又は生計を立てていた者に限る。）があるときは、そ

の者

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔意金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額が当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 1 1 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護金の貸付け)

第 1 2 条 町長は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 1 3 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び限度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊又は住居の全体が滅失した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(利率)

第 1 4 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 1 5 条 災害援護資金は、年賦償還（又は、半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1

項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する、

附 則(昭和62年6月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は昭和62年7月1日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金支給について適用する。

附 則(平成18年3月16日条例第9号)

この条例は、交付の日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平成24年3月14日条例第6号)

この条例は、交付の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

○蘭越町国民保護対策本部及び蘭越町緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月16日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、蘭越町国民保護対策本部及び蘭越町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、蘭越町国民保護対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に国民保護現地対策本部長(以下「現地対策本部長」という。)、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもつて充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、蘭越町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○蘭越町国民保護協議会条例

平成18年3月16日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、蘭越町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員は、31人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、必要に応じ、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○蘭越町消防委員会規則

昭和24年12月5日

規則第5号

改正 昭和25年8月15日規則第3号

昭和31年4月2日規則第1号

昭和47年3月21日規則第6号

昭和56年4月11日規則第10号

平成18年6月27日規則第15号

(目的)

第1条 消防設備等に関する町長の諮問機関として蘭越町消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 消防施設、器具の整備に関する事項
- (2) その他消防活動上必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、町長をもつて充てる。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町消防団長
- (2) 町消防団副団長
- (3) 町消防団分団長
- (4) 町議会議員
- (5) 学識経験者

2 前項各号に定める委員の定数は、第2号委員2人以内、第3号委員5人以内、第4号委員5人以内、第5号委員6人以内とする。

3 第1項第4号で規定する委員は、町議会の議決で指名した者とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 議長は、会議録を作り、会議の顛末を記録しなければならない。

(職員)

第8条 委員会に幹事及び書記若干人を置き町長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和25年8月15日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年4月2日規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月21日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月11日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月27日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

○蘭越町災害時応援協定等の締結状況

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

連番	締結先	名 称	締結日	備 考
1	北海道各市町村	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成 9 年 11 月 5 日 (実 施 細 目 廃 止) 平成 20 年 6 月 10 日 施 行	(北海道町村会が締結) 食料、資機材等の提供及び職員派遣等
2	北海道開発局長	防災情報の共有に係る協定	平成 20 年 9 月 25 日	防災に関する情報を相互に共有
3	北海道コカコーラボトリング (株)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書及び災害対応型自動販売機設置契約書	平成 22 年 3 月 1 日	電光掲示板による情報提供及び飲料の無償提供
4	蘭越町建設協会	蘭越町所管公共施設における災害時の協力体制に関する協定	平成 22 年 4 月 1 日	情報連絡、協力実施体制の構築・共有など
5	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	平成 22 年 5 月 31 日	土木施設等の被害状況把握、二次災害防止措置など
6	サントリーフーズ株式会社	緊急地飲料提供ベンダー設置契約書	平成 23 年 4 月 1 日	緊急時において飲料水提供
7	北海道 L P ガス	災害発生時における蘭越町と北海道 L P ガス災害対策行議会の応急・普及活動の支援に関する協定	平成 23 年 7 月 19 日	応急措置及び復旧工事、簡易コンロ当の手配
8	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	平成 24 年 5 月 26 日	食料等の提供、職員の応援及び医療品等の手配
9	北海道電力株式会社	泊発電所周辺の安全確認等に関する協定	平成 25 年 1 月 16 日	安全性の確保情報の公開など
10	北海道開発局小樽開発建設部	道の駅「シェルプラザ・港」の防災拠点化に係る協定	平成 25 年 3 月 21 日	避難支援及び安全確保
11	北海道開発局小樽開発建設部	防災用備蓄機材及び情報提供装置に関する協定	平成 25 年 3 月 21 日	道路情報表示モニターに使用及び継続管理
12	羊蹄山ろく消防組合	消防活動への協力に関する協定書	平成 25 年 4 月 1 日	人命救助のための障害物除去、二次災害防止作業等

連番	締結先	名 称	締結日	備 考
1 3	日本内航海組合総連 合会	災害時における船舶による輸 送等に関する協定書	平成 25 年 9 月 27 日	(北海道が締結) 生活必需品、資機材 等の輸送業務など
1 4	財務省北海道財務 局北海道	災害時の応援に関する協定	平成 26 年 3 月 28 日	北海道庁経路によ る避難所運営補 助、受付事務、罹 災証明事務など
1 5	札幌市	原子力災害時における広域退 避等に関する覚書	平成 26 年 3 月 24 日	滞り場所提供及び業 務支援のための職員 派遣
1 6	一般財団法人北海 道電気保安協会	災害時協力協定書	平成 26 年 4 月 1 日	電力復旧のための 必要な調査等の応 急対策活動
1 7	株式会社共成レン テム 京極営業所	災害時におけるレンタル機 材の提供に関する協定	平成 26 年 4 月 18 日	災害時におけるレ ンタル機材の提供
1 8	日本郵便株式会社 蘭越町内郵便局	災害発生時における蘭越町 と蘭越町内郵便局の協力に 関する協定	平成 26 年 5 月 26 日	車両提供、郵便業 務に係る援護対策 (料金免除など)
1 9	札幌地区トラック 協会後志支部	緊急時における輸送業務に 関する協定	平成 26 年 8 月 8 日	緊急時の物資輸送 業務
2 0	陸上自衛隊北部方 面対舟艇対戦車隊	災害発生時の連携に関わる 協定	平成 27 年 3 月 17 日	情報連絡手段確保 資料等の共有
2 1	テルウェル東日本 株式会社	自動販売機設置契約	平成 27 年 5 月 25 日	緊急時において飲 料水提供、Wi-Fi 利用
2 2	ようてい・西いぶり 広域連携会議構成 市町村	災害時におけるようてい・ 西いぶり広域連携会議構成 市町村の相互応援に関する 協定	平成 29 年 6 月 1 日	災害時における応 援要請
2 3	ヤマト運輸 (株)	包括連携協定	平成 30 年 9 月 25 日	災害時物資輸送等
2 4	小樽地方石油業協 同組合	災害時における石油類燃料 の供給等に関する協定書	令和元年 6 月 13 日	業務車両、施設へ の燃料供給支援
2 5	株式会社 北日本消 毒	災害時における防疫活動業 務の協力に関する協定	令和元年 9 月 4 日	防疫活動の協力支 援

連番	締結先	名 称	締結日	備 考
26	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模停電時における相互協力に関する基本協定	令和4年1月14日	町の要請により、災害対策本部へ情報連絡員を派遣
27	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定	令和4年1月14日	停電復旧作業を行う際、町は樹木・土砂などの障害物の除去を支援
28	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定	令和4年1月14日	町が除去作業を実施する際、現場の安全を判断できる技術員を派遣
29	株式会社トヨタレンタリース新札幌	災害時におけるレンタカー車両の優先賃貸に関する協定	令和4年1月28日	発電機能を有し、ケーブルの接続により避難所等へ電気を供給することが可能な車両を借受け
30	北海道日産自動車株式会社 札幌日産自動車株式会社 日産プリンス札幌販売会社	電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定	令和4年2月18日	町の指定する避難所等で、停電した際の非常用電源として無償で貸与
31	株式会社ゼンリン北海道支社	災害時における地図製品等の供給及び利用等に関する協定	令和4年8月26日	町が災害対策本部を設置したときに、地図製品等の供給を要請
32	一般社団法人日本ムービングハウス	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	令和4年12月20日	災害時における応急仮設住宅の建設に関して、住宅建設業者の斡旋等の協力を受ける。
33	蘭越町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	令和5年1月17日	ボランティアセンターを設置し、地域の復旧・復興及び被災者の自立生活を支援

○関係機関等の連絡先

1 蘭越町

(1) 役場

機 関 名	所在地	連絡先
蘭越町役場	磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5	代表 0136-57-5111 (FAX 57-5112) ダイヤルイン (総務課防災係) 0136-55-7534
蘭越町教育委員会	磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5	代表 0136-57-5111 (FAX 57-5112) ダイヤルイン (教育委員会学務課) 0136-55-7827

(2) 消防

機 関 名	所在地	連絡先
羊蹄山ろく消防組合消防本部	虻田郡倶知安町北 3 条東 4 丁目 1 番地 3	0136-22-2822 (FAX 22-5367)
羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署	磯谷郡蘭越町蘭越町 244 番地	0136-57-5010 (FAX 51-2900)
羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団	磯谷郡蘭越町蘭越町 244 番地	0136-57-5010 (FAX 51-2900)

2 北海道

(1) 危機対策局

機 関 名	所在地	連絡先
総務部危機対策局 危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5007 (FAX231-4314)
		011-204-5008 (FAX251-6242)
		011-204-5009 (FAX251-6242)
総務部危機対策局 原子力安全対策課		011-204-5011 (FAX232-1101)
総務部危機対策局		011-231-3398 (FAX231-3402)

(2) 振興局等

機 関 名	所在地	連絡先
後志総合振興局 地域創生部危機対策室	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	代表 0136-23-1300 (内線2191) ダイヤルイン 0136-23-1345 (FAX22-0948)
後志総合振興局 小樽建設管理部 (代表)	小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号	0134-25-2195 (FAX27-2354)
後志総合振興局小樽建設管理部 蘭越出張所	磯谷郡蘭越町蘭越町 416 番地	0136-57-5121 (FAX57-5123)
後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1914 (FAX23-3614)
後志総合振興局 後志農業改良普及センター (農業革新支援センター)	虻田郡倶知安町旭 57-1	0136-22-1072 (FAX22-4744)
後志総合振興局 森林室管理課 (代表)	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目 25-1	0136-22-1152 (FAX22-3749)
後志総合振興局 産業振興部林務課	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1381 (FAX22-0906)
後志総合振興局 後志家畜保健衛生所 (代表)	虻田郡倶知安町旭 15	0136-22-2010 (FAX22-1554)
後志総合振興局 産業振興部商工観光課 (労働係)	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1362 (FAX22-0901)
後志教育局企画総務課 (総務係)	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎 3 階	0136-23-1976 (FAX22-5574)

(3) 防災航空室

機 関 名	所在地	連絡先
総務部企画対策課 防災航空室	札幌市栄町 964	011-782-3233 (FAX782-3234)

(4) 北海道警察

機 関 名	所在地	連絡先
北海道警察本部 (警備課 災害第一係)	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-251-0110 (内線 5722)
北海道警察倶知安警察署警備課	倶知安町南 1 条東 2 丁目 1 番地	0136-22-0110
北海道警察倶知安警察署 (蘭越・昆布・港駐在所)	蘭越 磯谷郡蘭越町蘭越町 228 番地 港 磯谷郡蘭越町港町 1436 番地 昆布 磯谷郡蘭越町昆布町 134 番地 48	0136-57-5003 0136-56-2101 0136-58-2202

3 指定地方行政機関

機 関 名	所在地	連絡先
北海道開発局小樽開発建設部 (防災対策官)	小樽市潮見台 1 丁目 15 番 5 号	0134-23-5119 (FAX23-5147)
小樽開発建設部 倶知安開発事務所	虻田郡倶知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地 9	0136-22-0133
小樽開発建設部倶知安開発事務所 蘭越分庁舎 (河川課)	磯谷郡蘭越町蘭越町 222 番地	0136-57-5331
小樽開発建設部 岩内道路事務所	岩内郡岩内町字東山 104 番地	0136-62-1491
北海道農政事務所 (企画調整室)	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8801 (FAX552-0530)
後志森林管理局後志森林管理署	虻田郡倶知安町北 2 条東 2 丁目	0136-22-0145 (FAX22-0106)
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2	011-611-6124 (FAX611-4433)
北海道労働局岩内公共職業安定所	岩内郡岩内町字相生 199-1	0135-62-1262
北海道労働局岩内公共職業安定所 倶知安分室	虻田郡倶知安町南 1 条東 3 丁目 1 番地 倶知安地方合同庁舎 4 階	0135-22-0248 (FAX22-4303)
第 1 管区海上保安本部	小樽市港町 5 番 2 号	0134-27-0118

北海道運輸局札幌運輸支局 (総務企画担当)	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	011-731-7166 (FAX712-2405)
北海道総合通信局 (防災対策推進室)	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451 (FAX709-2481)
北海道財務局小樽出張所	小樽市港町 5 番 2 号	0134-23-4103 (FAX22-9957)

4 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

機 関 名	所在地	連絡先
北部方面総監部 防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 (内線 2574～ 2576)
第 11 旅団司令部 第 3 部防衛班	札幌市南区真駒内 17 番地内	011-581-3191 (内線 2136) (当直 2300)
北部方面対舟艇対戦車隊 運用訓練	倶知安町字高砂 232-2	0136-22-1195 (内線 225) (当直 240)

(2) 海上自衛隊

機 関 名	所在地	連絡先
大湊地方総監部 防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 (内線 2224) (当直 2222)
函館基地隊 警備科	札幌市南区真駒内 17 番地内	0138-23-4241 (内線 224) (当直 300)

(3) 航空自衛隊

機 関 名	所在地	連絡先
北部航空方面隊 防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 (内線 2353) (当直 3901)
第 2 航空団 防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 (内線 2231) (当直 3800)

5 指定公共機関

機 関 名	所在地	連絡先
北海道旅客鉄道株式会社 (安全推進部安全システムグループ)	札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1-1	011-700-5768 (FAX 700-5769)

北海道旅客鉄道株式会社 倶知安駅	虻田郡倶知安町南 3 条西 4 丁目 3	0136-22-1310 (FAX 22-1312)
北海道旅客鉄道株式会社 蘭越駅	磯谷郡蘭越町蘭越町 853	0136-57-5101
日本貨物鉄道株式会社北海道支社 (北海道保全技術センター)	札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1-1	011-865-1883 (FAX846-4581)
東日本電信電話株式会社 (北海道事業部 災害対策室)	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4 大通 4 丁目ビル 6 階	011-212-4466 (FAX222-9254)
東日本電信電話株式会社 北海道支店 (代表)	札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地	011-212-4010
株式会社 N T T ドコモ北海道支社 (ネットワーク部災害対策室)	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6 ドコモ北海道ビル	011-242-1961 (FAX241-5355)
K D D I 株式会社北海道総支社 (管理部)	札幌市中央区北 3 西 4 丁目 1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826 (FAX218-3722)
ソフトバンクモバイル株式会社 (人事総務総括 人事・総務本部)	札幌市中央区大通西 4 丁目 6 番地 1 札幌大通西 4 ビル	011-272-2388 (FAX272-0622)
日本赤十字社北海道支部 (後志地区)	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 (社会福祉課内)	0136-23-1931 (FAX 22-5846)
日本赤十字社北海道支部 (蘭越分区)	磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5	0136-57-5111
日本放送協会札幌放送局 (メディアセンター (報道))	札幌市中央区大通北 1 条西 9 丁目 1-5	011-221-5078 (FAX 232-5190)
日本通運株式会社小樽支社	小樽市港町 7	0134-23-5151
北海道電力株式会社 (総務部 総務・防災グループ)	札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地	011-251-4965 (FAX251-0329)
北海道電力ネットワーク株式会社 (倶知安ネットワークセンター)	虻田郡倶知安町南 1 条西 2 丁目 18 番地	0136-23-2285 (FAX22-0643)

日本郵便株式会社北海道支社 (総務人事部危機管理担当)	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番地	011-214-4063 (FAX214-4404)
日本郵便株式会社北海道支社 蘭越郵便局	磯谷郡蘭越町蘭越町 142-1	0136-57-5300

6 指定地方公共機関

機 関 名	所在地	連絡先
北海道放送株式会社報道部 (報道部直通)	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-232-5872 (FAX221-6807)
札幌テレビ放送株式会社報道部	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 1-1	011-272-8295
北海道テレビ放送株式会社報道部	札幌市豊平区平岸 4 条 13 丁目	011-824-5311
北海道文化放送株式会社報道部 (報道部直通)	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 1-5	011-214-5311 (FAX271-5497)
株式会社テレビ北海道報道部	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 1-5	011-233-7160 (FAX232-7173)
株式会社エフエム北海道 編成制作部	札幌市中央区大通東 6 丁目	011-241-0844 (FAX251-6305) 232-8438(土日)
株式会社エフエムノースウェーブ 総務部	札幌市北区北 7 条西 4 丁目 新北海道ビル	011-707-6501 (FAX707-8311)
株式会社 S T V ラジオ編成制作部	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 1-1	011-272-8354 (FAX272-8392)
一般社団法人 羊蹄医師会	虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目 2 JA 北海道厚生連倶知安厚生病院内	0136-22-1141 (FAX 21-4350)
一般社団法人 北海道歯科医師会 (後志歯科医師会事務局)	磯谷郡蘭越町蘭越町 171-4 (やまだ歯科医院内)	0136-57-5888 (FAX 57-5888)
一般社団法人 北海道 L P ガス協会 小樽支部	小樽市稲穂 2 丁目 22-4 樽石ビル内	0134-25-2361 (FAX25-2426)

公益社団法人 北海道看護協会（事業課）	札幌市白石区本通 17 丁目北 3 番 24 号	011-861-3292 (FAX863-3204)
一般社団法人 北海道薬剤師会（総務部管理課）	札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 5-12	011-811-0184 (FAX831-2412)
公益社団法人 北海道獣医師会	札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9-3	011-642-4826 (FAX642-4642)
一般社団法人 札幌地区トラック協会	札幌市東区北 28 条東 1 丁目 2-8	011-751-4231
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道社会福祉総合センター 「かでる 2・7」	011-241-3976 (FAX251-3971)

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所在地	連絡先
ようてい農業協同組合 （蘭越支所）	磯谷郡蘭越町蘭越町 104 番地	0136-57-5211
南しりべし森林組合	磯谷郡蘭越町蘭越町 635 番地 10	0136-57-5420
寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町字大磯町 21 番地	0136-62-2555
みなみ北海道農業共済組合	磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5	0136-57-5111
蘭越町商工会	磯谷郡蘭越町蘭越町 8 番地 2	0136-57-5437
蘭越建設協会	磯谷郡蘭越町蘭越町 586 番地 15	0136-57-5065
蘭越診療所	磯谷郡蘭越町蘭越町 138 番地 1	0136-57-5424
昆布温泉病院	磯谷郡蘭越町字黄金 118 番地	0136-58-2231

8 関係医療機関

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
後志	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1-1号	0134-25-1211
	J A北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北4条東1丁目	0136-22-1141

(3) 緊急告知医療機関（後志総合振興局管内 二次医療圏：後志）

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
小樽市	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院	小樽市住ノ江1丁目6-15	0134-23-6234
	医療法人社団島田脳神経外科	小樽市錦町1-2	0134-22-4310
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港10-1	0134-25-4321
	医療法人ひまわり会札幌病院	小樽市銭函3丁目298	0134-62-5851
	小樽掖済会病院	小樽市色内1丁目10-17	0134-24-0325
	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1-1	0134-25-1211
	医療法人社団北匠会小樽中央病院	小樽市入船2丁目2-18	0134-21-2222
寿都町	寿都町立寿都診療所	寿都郡寿都町字渡島町72-2	0136-62-2411
黒松内町	黒松内町国民健康保険病院	寿都郡黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3301
倶知安町	J A北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2	0136-22-1141
岩内町	社会福祉法人北海道社会事業協会 岩内病院	岩内郡岩内町字高台209-2	0135-62-1021
余市町	社会福祉法人北海道社会事業協会 余市病院	余市郡余市町黒川町85-2	0135-23-3126

(4) 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区 北11条西13丁目1-1	2
第2種	後志	後志	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1-1	2
			J A北海道厚生連 倶知安厚生病院	倶知安町北4条 東1丁目2	2

（備考）指定の考え方

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
- 2 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

(5) 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター	札幌市西区二十四軒1丁目1-20	011-613-6121

蘭越町防災備蓄品一覧

品 目			消防資材庫	保健福祉センター	港出張所	昆布出張所	目名出張所	名駒出張所	総合体育館	港タワー	町民センター	瑞龍寺(名駒)	数量合計
アルファ米白米	100g	数量	100			150	150		100	150		150	800
アルファ米五目御飯	100g	数量	700			0	0		200	0		0	900
アルファ米白がゆ	100g	数量	295			0	0		50	0		0	345
アルファ米わかめごはん	100g	数量	47			100	100		50	100		100	497
アルファ米チキンライス	100g	数量	39			100	100		50	100		100	489
アルファ米赤飯	100g	数量				100	100		100	100		100	500
アルファ米松茸ごはん	100g	数量	45			100	100		50	100		100	495
アルファ米エビピラフ	100g	数量	5			100	50		0	50		100	305
アルファ米田舎ごはん	100g	数量	43			100	100		50	100		100	493
アルファ米たけのこごはん	100g	数量				100	100		50	100		100	450
アルファ米ドライカレー	100g	数量	22			100	100		50	100		100	472
ミキサー粥	23g	数量	49			500	500		1300	500		500	3349
災害救助用クラッカー	18%缶×2(70袋)	数量	210						350	70			630
せんいのめくみパン	1袋110g	数量							300				300
えいようかん	1箱5本入り	数量							200	60			260
LEDランタン	EX-777AP	数量	16										16
LEDポータブルライト	スミスライト	数量	4								2		6
コードリール	ss-30	数量	5										5
LEDライト	SG-330	数量											0
LEDライト	FLP-1806	数量											0
カムイワッカ湯水	15年保存2ℓ	数量	396			480	480		1038	360		480	3234
嘔吐物処理キット	Will-Bash	数量							12	10			22
災害多人数用救助箱	20人用	数量	3						1				4
インバーター発電機	ヤマハEF1600is	数量		1									1
スケツトイレ	S-100C	数量	800							1700			2500
防災テント		数量	10										10
コロナポータブルストーブ	SL-5118	数量	5										5
コロナポータブルストーブ	SL-6618	数量	4										4
コロナポータブルストーブ	KS-67H	数量	6										6
粉ミルクアレルギー除去食品	Ma-mi新生児期	数量											0
紙おむつ(乳幼児用)	Sサイズ82枚入り	数量	656										656
紙おむつ(乳幼児用)	Mサイズ64枚入り	数量	512										512
紙おむつ(乳幼児用)	Lサイズ54枚入り	数量	432										432
紙おむつ(高齢者用)	Sサイズ34枚入り	数量	204							204			408
紙おむつ(高齢者用)	Mサイズ30枚入り	数量	180							180			360
紙おむつ(高齢者用)	Lサイズ26枚入り	数量	104							104			208
生理用品チェスティーヌスリム	1箱36枚入り	数量	1440							1440			2880
スリムタイプ哺乳瓶	240ml	数量	5							1			6
USBポートACコンセント(後場)	MRZ3010HU	数量											0
バッテリーGSユアサ	SER38-12	数量											0
50KVA発電機(重機車庫2台)	SDG60S-3B1	数量											0
ガソリン発電機	ヤマハEF1800is	数量	3								1		4
可搬型発電機	ヤマハEF5500SDE	数量	3	2									5
ニードファミリールーム	WT-180 間仕切り	数量	82	20		30	30	30	30	49			271
パーティション	屋根	数量	15	20		15	15	15	30	40			150
3層構造不織布マスク	175mm×95mm	数量	4000			1000	1000	1000	4000	1200			12200
アルコール消毒剤	ポンプ付1ℓ	数量	4			5	5	5	1	5			25
感染症対策キッド	スタッフ用(M)	数量				0	5	5	14	10			34
フェイスガード	スタッフ用	数量				40	40	40	40	40			200
ニトリルゴム手袋	(M)サイズ	数量	300			100	100	100	300	100			1000
ニトリルゴム手袋	(L)サイズ	数量	300			100	100	100	300	100			1000
アルコールタオル(除菌洗浄ワイパー)	100個入り	数量	600			2	2	2	6	2			614
体温計(非接触型ハンディタイプ)	HY-FNT-03	数量				2	2	2					6
組立式ダンボールベット	ニュー簡太くんⅡ	数量	9			10	10	10	10	50			99
医療用防護服セット	福祉避難所用	数量		60									60
医療用不織布ガウンセット	福祉避難所用	数量		500									500
フェイスシールド	福祉避難所用	数量		600									600
非常用難燃毛布	足立織物EB-307 BOX	数量	126	50	46	0			379	40	103	60	804
防災施設カーテン	東リコントラクトカーテン・エコミダック	数量								3			3
50Kプロパンガス	LPガス容器	数量								12			12
スケツトイレ便座	津波避難タワー用	数量								5			5
LEDセンサー式フットライト	PM-L230	数量								10			10
換気業務用扇風機	ナカミOPF-45S	数量							5	7			12

○防災用備蓄資機材一覧（小樽開発建設部岩内道路事務所）

資料 3 - 2

防災用備蓄資機材一覧（小樽開発建設部岩内道路事務所）

N o	品 目	規 格	数量	単位	備 考
1	防災用トイレ	テント付	2	個	
		トイレ（本体）	2	個	
		シート	2	個	300パック／箱
2	携帯用タンク	ガソリン用	5	個	
3	拡声器	サイレン付	2	台	
4	電工ドラム	コード30m/200V	4	台	
5	リヤカー	組立後収納時	1	台	タイヤ2輪
6	簡易担架	紙製特殊繊維	8	個	
7	トラロープ	9mm×100m	5	個	5個セット
8	鉄ビン	トラロープ用/16mm	10	箱	10本入り段ボール×10箱
9	はしご	2段、8m	2	脚	
10	脚立（はしご兼用）	AL製、2m(4m)	2	脚	
11	ショベル	赤柄、丸型	10	本	
12	ハンマー	900g、両口	2	本	10本セット×1
13	カケヤ	2.5kg	2	本	
14	ガスボンベ	カセット用	20	本	2本入り
15	ヘッドランプ	ヘルメット用	30	個	
16	セルスターター	12/24V	2	台	
17	ブースターケーブル	12/24V	3	個	
18	チェーンソー	14インチ/軽量タイプ	2	台	
		ソーチェン	6	個	替えチェーン
		オイル	10	缶	チェーン用
		2サイクル専用オイル4L	2	缶	チェーンソー用
19	スノーシュー	本体	6	台	
		ポール	6	個	
20	発動発電機	定格出力5.5kVA	4	台	小型インバーター
21	発動発電機	定格出力1.6kVA	2	台	小型インバーター
22	発動発電機	定格出力0.9kVA	2	台	小型インバーター
23	エンジンオイル	SAE 10W-30	8	個	
24	蓄電池	2400Wh	2	台	リン酸リチウムイオン
25	ソーラーパネル	公称出力90w/薄膜化合物	12	枚	
	周辺機器	4回線集電ケーブル、接続箱	1	式	
26	バルーンライト	全光タイプ、38000Lm	2	台	
27	カラーコーン	折りたたみ式	100	個	10個入り団ボール×10箱
28	バリケード	アルミ2m	10	個	2個セット×5
29	交通誘導灯	LED	10	本	
30	トランシーバー	同時通話型／特定省電力	6	台	
31	大型投光器	85000Lm	2	台	
32	昇降機	H=7m	2	基	
	組立部品	ボルト、架台	2	式	
	ナイブライン	一斗缶、不凍液	2	個	
33	水中ポンプ	4インチ、工事用	4	台	
34	水中ポンプ	4インチ、泥水用	2	台	
35	水中ポンプ	低水位用	2	台	
36	ポンプ用ホース	100mm×50m	6	巻	
37	ポンプ用ホース	50mm×50m	2	巻	
38	大型土のう	対候性、2tパック	100	袋	5袋組×20セット
39	土のう	給水ポリマー	700	袋	20枚入×35箱
40	土のう	ポリエチレン製	200	袋	200枚入×1
41	袋型根固工	2t 合成繊維、短期性能型	65	袋	5個入×13セット
42	生分解性油吸着・分解剤	12kg/袋	5	組	2枚組×5セット
43	ブルーシート	10m×10m	10	枚	2枚組×5セット
44	掲示板	ホワイトボード 1.8×1.2	1	台	
45	掲示板	ホワイトボード 0.8×0.4	5	台	

○道路情報提供装置

資料 3 - 3

道路情報提供装置一覧表

N o	品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	型番等	メーカー名
1	プラズマディスプレイ	50V型 (16:9) W1210×H724 ×D89	台	1	消費電力465W 重量33kg AC100V±10%		パナソニック
2	映像コントローラ	コンテンツ映像 出力用	台	1			パナソニック
3	機器収容筐体	W800×H1800 ×D880	台	1	ディスプレイラック 一体型		
4	情報コンセント	W300×H500 ×D160	台	1	光ケーブル接続用		

■設置場所 道の駅「シェルプラザ・港」内

■所 在 地 磯谷郡蘭越町港町 1 4 0 2 番地 1

○油流出防除資材（北海道開発局・消防）

資料 3 - 4

所 属 (開発建設部)	所在地	保 有 者	オイルフェンス				油処理剤 (K1)	中和剤 (K1)	油吸着材		摘 要
			A (m)	B (m)	その他 (m)	形 式			木質系 (枚)	石化系 (枚)	
函 館 館	今金町	今金河川事務所今金収納庫			315		0.172		1,064	110	
	せたな町	今金河川事務所 北樽山収納庫			290		0.060		1,572	215	
	今金町	今金河川事務所住吉収納庫	40		450		0.080		800	173	
	今金町	今金河川事務所 美利川ダム管理支所	50		135				247	500	
	北斗市	函館道路事務所	260				0.100		118		
	函館市	函館ステーション	60				0.020		300		
	函館市	函館道路事務所 川汲除雪ステーション							118		
	八雲町	八雲道路事務所							454		
	せたな町	八雲道路事務所 瀬棚防災ステーション							900		
	森町	八雲道路事務所 森防災ステーション							236		
	長万部町	八雲道路事務所 長万部除雪ステーション	20				0.040		100		
	せたな町	八雲道路事務所 二俣除雪ステーション									
	今金町	八雲道路事務所 今金除雪ステーション							200		
	江差町	江差道路事務所									
	八雲町	江差道路事務所 熊石防災ステーション							200		
	松前町	江差道路事務所 松前防災ステーション									
	函館市	函館港湾事務所					1.368		1,800		
	江差町	江差港湾事務所					0.144		400		
	せたな町	江差港湾事務所奥尻分駐所							200		
	奥尻町	江差港湾事務所瀬棚分駐所							200		
小 樽	小樽市	小樽道路事務所							200		
	倶知安町	倶知安開発事務所					0.040				
	小樽市	小樽港湾事務所			60		0.270		2,300		
	岩内町	小樽港湾事務所 岩内分駐所					0.028		300		
	蘭越町	倶知安開発事務所 蘭越分庁舎		280	530				700	6,770	

市町村名		保有者名	オイルフェンス				油処理剤 (K1)	油吸着材	
			A (m)	B (m)	その他 (m)	形 式		木質系 (米)	石化系 (枚)
後志 総合振興局	小樽市	小樽市産業港湾部	180				0.954		1,820
	小樽市	小樽市消防本部					0.046		100
	島牧村	島牧支署					0.200		260
	寿都町	寿都支署					0.120	200	
	黒松内町	黒松内町総務課			40	EP200S	0.020	240	
	黒松内町	黒松内支署					0.050		
	蘭越町	蘭越支署					0.100	70	100
	ニセコ町	ニセコ支署	20				0.100		132
	真狩村	真狩支署					0.090		200
	留寿都村	留寿都支署					0.126		200
	喜茂別町	喜茂別支署					0.000		120
	京極町	京極支署					0.174	111	207
	倶知安町	倶知安消防署	10				0.008		200
	倶知安町	倶知安町建設課						365	
	共和町	共和支署					0.075		91
	岩内町	岩内消防署					0.063		245
	泊村	泊支署					0.092		161
	神恵内村	神恵内支署					0.080		200
	積丹町	積丹支署					0.200		114
	古平町	古平町総務課					0.040		48
	古平町	古平支署					0.430		199
	仁木町	仁木支署					0.040		178
	余市町	余市町地域協働推進課							2,800
	余市町	余市支署					0.040	764	
	赤井川村	赤井川支署					0.140		200
小 計			210	0	40		3.188	1,750	7,575

○赤十字災害救援物資

資料 3 - 5

赤十字災害救援物資

(1) 救援物資の備蓄状況

①各日赤地区の備蓄状況（定数）

備 蓄 場 所				A. 被災者用救援物資		B. 避難所用救援物資		
ブロック圏	振興局圏	番号	振興局市別	毛布	緊急セット	拠点毛布	日用品セット	安眠セット
道南	渡島・檜山・ 後志・胆振	39	渡島	710	90			
		40	檜山	295	85			
		41	後志	230	195			
		42	胆振	199	79			
		43	函館市	120	30	200	200	
		44	小樽市	50	20			
		45	室蘭市	20	20			
		46	苫小牧市	20	20			
		47	登別市	20	20			
		48	伊達市	30	20	200	200	
		49	北斗市	20	20			
ブロック計				1,714	599	400	400	0

②支部及び施設の備蓄状況

備 蓄 場 所	A. 被災者用救援物資		B. 避難所用救援物資		
	毛布	緊急セット	拠点毛布	日用品セット	安眠セット
小樽倉庫株式会社 17号倉庫 (札幌市白石区流通センター5丁目2)	1,585	1,718	0	0	2,045
旭川赤十字病院 (旭川市曙1条1丁目1-1)			100		
北見赤十字病院 (北見市北6条東2丁目1)			100		
伊達赤十字病院 (伊達市末永町81)			100		
釧路赤十字病院 (釧路市新栄町21-14)			100		
浦河赤十字病院 (浦河町東町ちのみ1丁目2-1)			100		
栗山赤十字病院 (栗山町朝日3丁目2)			50		
清水赤十字病院 (清水町南2条2丁目1)			50		
置戸赤十字病院 (置戸町字置戸77)			50		
小清水赤十字病院 (小清水町南町2丁目3-3)			50		
函館赤十字病院 (函館市堀川町6-21)			50		

(2) 救援物資の配分対象及び配分基準

①被災者用救援物資

配分対象	品 名	配 分 数 量		備 考
全焼、前回、流出、半焼、半壊世帯	毛 布	冬期 1 人当たり 夏期 1 人当たり	2 枚 1 枚	冬期とは、自 1 1 月 1 日 至 4 月 3 0 日までとする
	緊急セット	1 人～ 4 人世帯 5 人～ 8 人世帯	1 個 2 個	9 人以上には 4 人に 1 個の割合で配分する
床上浸水世帯	毛 布	1 世帯当たり	1 枚	
	緊急セット	1 世帯当たり	1 個	

②避難所用救援物資

品 名	配 分 数 量		備 考
拠点毛布	冬期 1 人当たり 夏期 1 人当たり	2 枚 1 枚	冬期とは、自 1 1 月 1 日 至 4 月 3 0 日までとする
日用品セット	1 人～ 2 人世帯 3 人～ 4 人世帯	1 個 2 個	5 人以上には 2 人に 1 個の割合で配分する
安眠セット	1 人あたり	1 枚	

○北海道総合通信局貸出機材

資料 3 - 6

※道内配備数が不足する場合、全国から搬送して貸与

貸出機材名		仕 様 等		※全国配備数 (道内配備数)
災害対策用移動通信機器		写真	サイズ、連続通話時間、待受時間など	
1	衛星携帯電話 ワイドスターⅡ(据置)		サイズ: 縦196mm×横180mm×厚さ39mm 連続通話時間: 2.2時間 連続待受時間: 26時間	100台 (6台)
2	衛星携帯電話 イリジウム(ハンディ機)		サイズ: 高143mm(アンテナ収納時)×幅55mm×奥行30mm 連続通話時間: 4時間 連続待受時間: 30時間	50台 (なし)
3	衛星携帯電話 インマルサットBGAN(据置)		サイズ: 縦297mm×幅399mm×厚さ51mm 連続通話時間: 2.5時間 連続待受時間: 36時間	50台 (なし)
4	衛星携帯電話 アイサットフォン・プロ(ハンディ機)		サイズ: 高170mm(アンテナ収納時)×幅54mm×奥行39mm 連続通話時間: 8時間 連続待受時間: 100時間	96台 (なし)
5	MCA無線(ハンディ機)		サイズ: 高149mm(アンテナを除く)×幅58mm×奥行35mm 連続運用時間: 約18時間 運用範囲: MCAエリア内(石狩振興局管内、函館市、旭川市、帯広市、室蘭市、苫小牧市 等)	280台 (5台)
6	簡易無線(ハンディ機)		サイズ: 高98.2mm(アンテナを除く)×幅56mm×奥行33mm 連続運用時間: 約11時間 運用範囲: 数Km以内	900台 (15台)
7	パワーイレ・スリー		サイズ: 高514mm×幅320mm×奥行585mm 重量: 約52kg 蓄電池容量: 2.5kWh 出力: AC 100V コンセント 2口 消費電力390Wを5時間30分供給可能 注: 無線機とのセットでの貸し出し	12台 (1台)
災害対策用移動電源車 (中型移動電源車)			発電容量: 80~100KVA(三相3線) 燃料: 軽油 (1/2負荷で10時間稼動) 給電対象: 携帯電話基地局、電話交換局 等	3台 (なし)
災害対策用移動電源車 (小型移動電源車)			発電容量: 5.5KVA(単相) 燃料: ガソリン(1/2負荷で36時間稼動) 給電対象: 防災行政無線の中継局、放送の中継局、臨時災害放送局 等	7台 (1台)
臨時災害放送局用設備 (FMラジオ放送設備)			可搬型送信機(送信部と音声部の2ケース分割) 送信部サイズ: 幅505mm×高さ302mm×奥行655mm " 重量: 29.2kg 音声部サイズ: 送信部と同じ " 重量: 28.7kg 送信可能周波数: 76.1MHzから89.9MHzまで 送信出力: 10Wから100Wまで 定格入力電圧: AC100V 消費電力: 最大270VA	6台 (1台)

○蘭越町内の主要河川

資料 4 - 1

No.	河 川 名	延 長	備 考
1	一級河川 尻別川	—	北海道管理区間
2	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 昆布川	17.5km	北海道管理区間
3	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 目名川	13.9km	北海道管理区間
4	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 逆川	5.0km	北海道管理区間
5	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 南部川	1.2km	北海道管理区間
6	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 馬場川	3.0km	北海道管理区間
7	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 ニセコアンベツ川	4.5km	北海道管理区間
8	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 ペンケ目国内川	11.2km	北海道管理区間
9	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 幌別川	1.1km	北海道管理区間
10	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 パンケ目国内川	4.5km	北海道管理区間
11	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 小南部川	0.6km	北海道管理区間
12	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 志根別川	0.6km	北海道管理区間
13	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 ツバメノ沢川	0.4km	北海道管理区間
14	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 オサンナイ川	1.9km	北海道管理区間

○重要水防箇所

資料 4 - 2

No.	水系名 河川名	右・ 左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要 水防 区域 延長 (km)	重 要 度	築 堤 有・ 無	備 考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	尻別川 パンケ目国内川	左岸	三 和	尻別川との交流点	0.00	三 和	(道) 冷水橋	0.30	0.30	B	有	
2	尻別川 パンケ目国内川	右岸	三 和	尻別川との交流点	0.00	三 和	(道) 冷水橋	0.30	0.30	B	有	
3	尻別川 ペンケ目国内川	左岸	三 和	尻別川との交流点	0.00	三 和	(町) 学林橋	1.00	1.00	B	有	樋門
4	尻別川 ペンケ目国内川	右岸	三 和	尻別川との交流点	0.00	三 和	(町) 一号機	0.40	0.40	B	有	樋門
5	尻別川 ツバメノ沢川	左岸	名駒町	尻別川との交流点	0.00	名駒町	(道) 燕の沢橋か ら 0.20k 上流	0.30	0.30	B	有	
6	尻別川 ツバメノ沢川	右岸	名駒町	尻別川との交流点	0.00	名駒町	(道) 燕の沢橋か ら 0.30k 上流	0.40	0.40	B	有	
7	尻別川 志根津川	左岸	御 成	尻別川との交流点	0.00	御 成	(道) 志根津橋か ら 0.30k 上流	0.30	0.30	B	有	樋門
8	尻別川 志根津川	右岸	御 成	尻別川との交流点	0.00	御 成	(道) 志根津橋	0.60	0.40	B	有	
9	尻別川 オサンナイ川	右岸	御 成	尻別川との交流点	0.00	御 成	(道) オサンナイ橋	0.40	0.30	B	有	
10	尻別川 目名川	左岸	名駒町	尻別川との交流点	0.00	名駒町	(道) 目名川橋	0.60	0.60	A	有	樋門
11	尻別川 逆川	左岸	淀 川	尻別川との交流点	0.00	淀 川	尻別川の合流点 から 0.30km 上流	0.30	0.30	B	有	
12	尻別川 逆川	右岸	淀 川	尻別川との交流点	0.00	淀 川	尻別川の合流点 から 0.30km 上流	0.30	0.30	B	有	
13	尻別川 小南部川	左岸	豊 国	尻別川との交流点	0.00	豊 国	(町) 小南部橋	0.20	0.20	B	有	
14	尻別川 昆布川	左岸	昆布町	尻別川との交流点	0.00	昆布町	(国) 昆布側橋	0.20	0.20	B	無	
15	尻別川 昆布川	右岸	昆布町	尻別川との交流点	0.00	昆布町	(町) 昆布川橋 から 0.15km 上流	0.80	0.80	B	無	

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

資料 4 - 3

自然現象の種類	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	備 考
土石流	蘭越町字清水、字三笠	ツバメ第一の沢川	Ⅱ-12-0160	令和2年1月10日	○	—	
土石流	蘭越町字湯里	ニセコアンベツ温泉沢川	I-12-0060	令和2年1月10日	○	○	ニセコ町と重複
土石流	蘭越町字水上	三重の川	Ⅱ-12-0150	令和2年1月10日	○	—	
土石流	蘭越町字湯里	五色温泉沢川	I-12-0070	令和2年1月10日	○	—	ニセコ町と重複
土石流	蘭越町字初田	初田の沢川	Ⅱ-12-0010	令和2年1月10日	○	—	
土石流	蘭越町昆布町	大林寺川	Ⅱ-12-0100	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字立川	山口の沢川	Ⅱ-12-0090	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字共栄	油谷の沢川	Ⅱ-12-0180	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字共栄	油谷の沢第一川	Ⅱ-12-0170	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字立川	菅原の沢川	Ⅱ-12-0080	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字三笠	蘭越三笠	I-1-434-971	令和2年1月10日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町名駒町	蘭越町名駒町	Ⅱ-1-194-747	令和2年1月10日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町字清水	蘭越清水	Ⅱ-1-193-746	令和2年1月10日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町字黄金	蘭越黄金	I-1-432-969	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町字湯里	馬場川	I-12-0020	令和2年1月10日	○	○	
土石流	蘭越町港町	寺裏の沢川	I-12-0200	平成30年5月29日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町1	Ⅱ-1-195-748	平成30年5月29日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町2	Ⅱ-1-196-749	平成30年5月29日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町4	I-1-436-973	平成30年5月29日	○	○	
土石流	蘭越町港町	丸山の沢川	Ⅱ-12-0190	平成29年6月23日	○	○	
土石流	蘭越町蘭越町、字大谷	太田の沢川	I-12-0140	平成29年6月23日	○	—	
土石流	蘭越町蘭越町	屋敷川	I-12-0120	平成29年6月23日	○	—	
土石流	蘭越町字湯里	昆布温泉2の沢川	I-12-0050	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町3	I-1-435-972	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町5	I-1-437-974	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町港町	蘭越港町5	I-1-438-975	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町字湯里	蘭越湯里1	I-1-427-964	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町字湯里	蘭越湯里2	I-1-428-965	平成29年6月23日	○	○	
土石流	蘭越町蘭越町	蘭越第一川	I-12-0130	平成29年6月23日	○	—	
急傾斜地の崩壊	蘭越町蘭越町	蘭越蘭越町	I-1-433-970	平成29年6月23日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町1	I-1-429-966	平成27年11月6日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町2	I-1-430-967	平成27年11月6日	○	○	
急傾斜地の崩壊	蘭越町昆布町	蘭越昆布町3	I-1-431-968	平成27年11月6日	○	○	
土石流	蘭越町字日出	馬場第一川	I-12-0030	平成27年11月6日	○	—	
土石流	蘭越町字日出	馬場第一左の川	I-12-0040	平成27年11月6日	○	—	

○雪崩危険箇所

資料 4 - 4

No.	箇所番号	箇所名	備 考
1	I - 2 6 4	蘭越昆布町	
2	I - 2 6 5	蘭越港町	
3	I - 1 6 9 0	蘭越湯里 1	
4	I - 1 6 9 1	蘭越黄金	
5	I - 1 6 9 2	蘭越港町 3	
6	I - 1 6 9 3	蘭越港町 4	

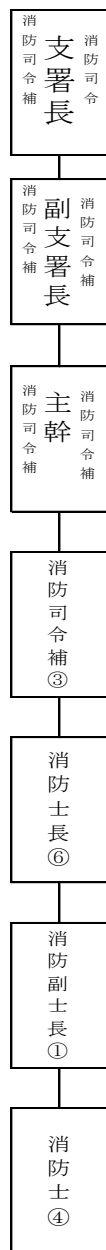
消 防 組 織 図

(令和6年2月1日現在)

羊蹄山ろく消防組合
消防署 蘭越支署

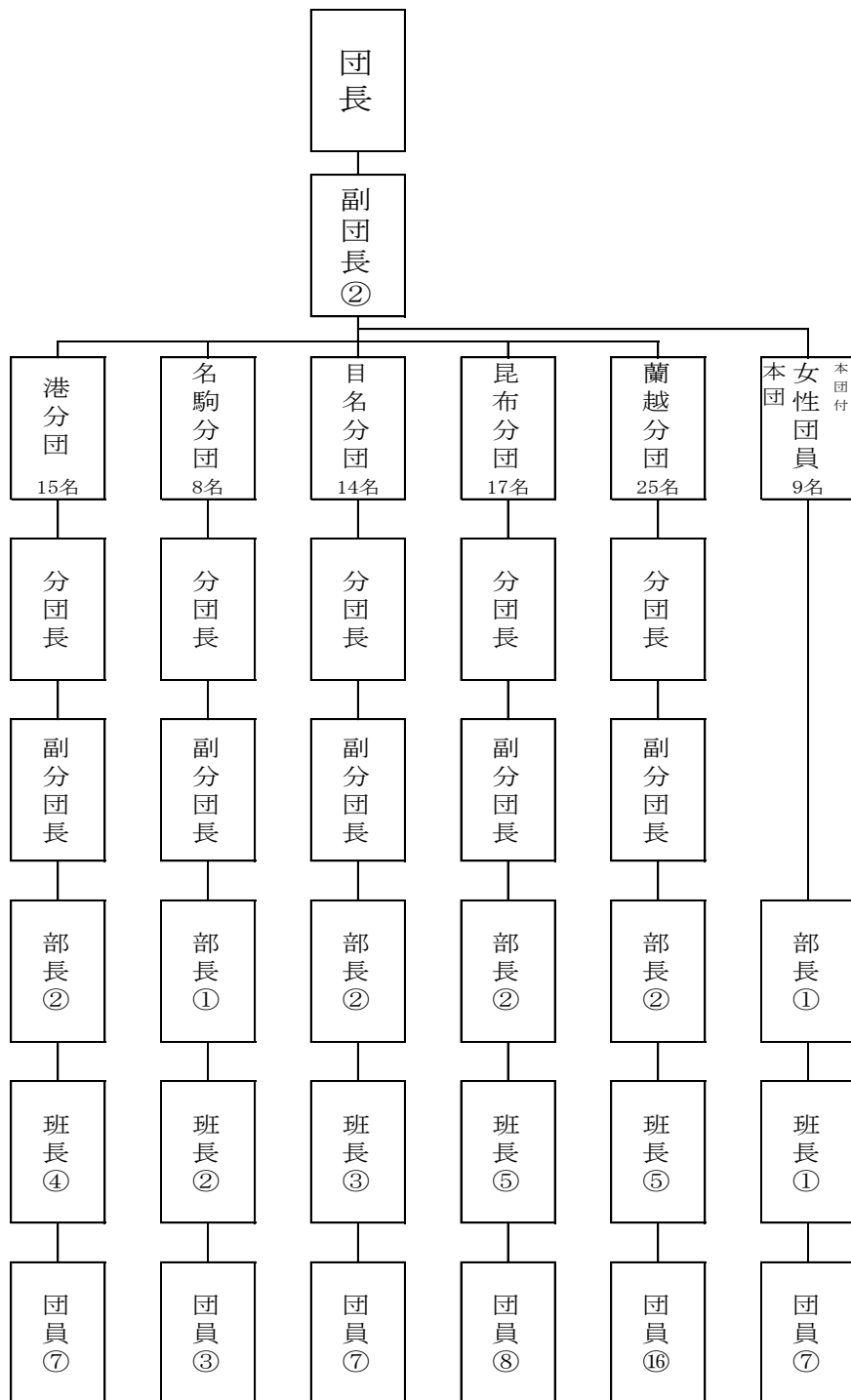
17名

(再任用1名含む。)

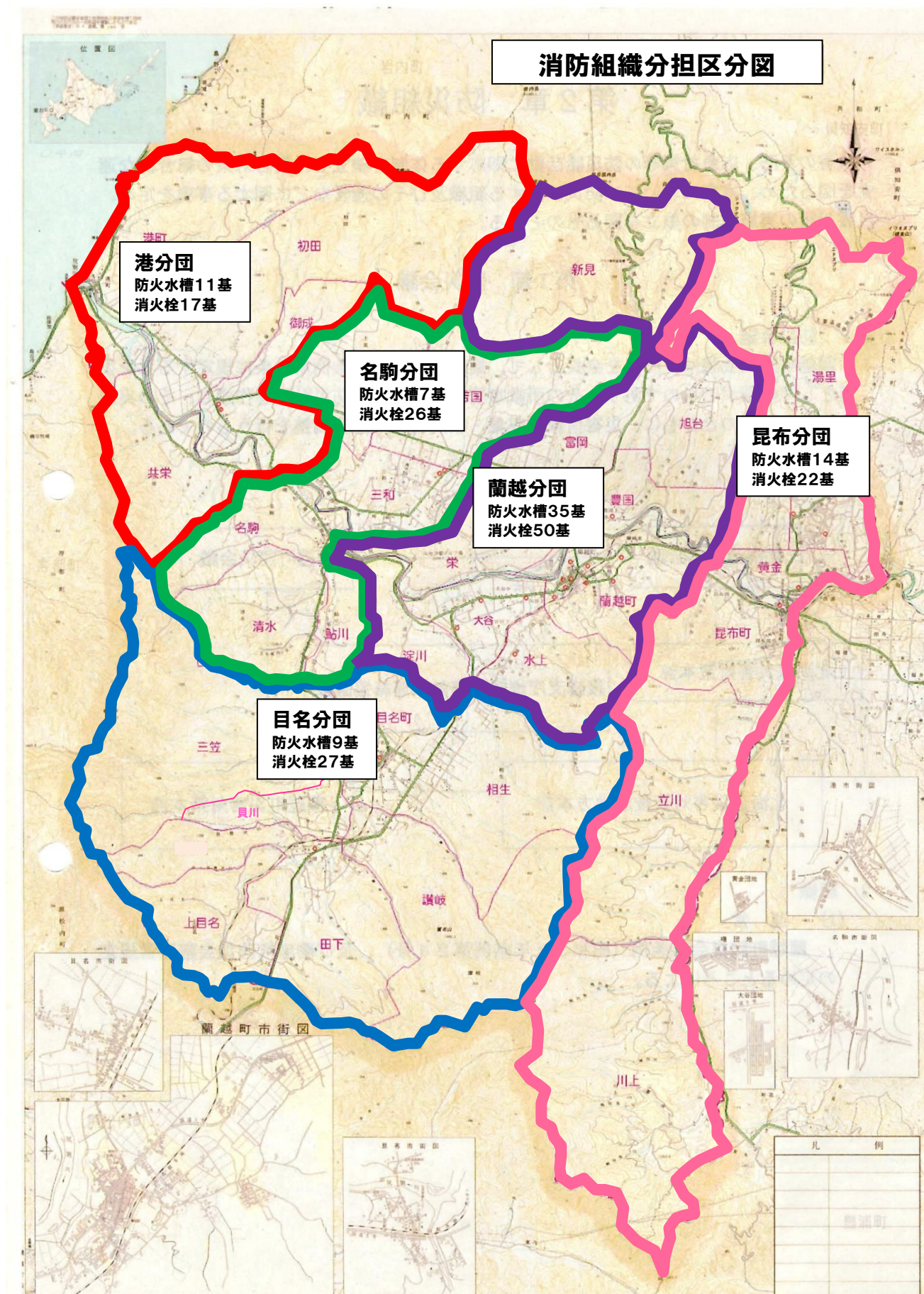


羊蹄山ろく消防組合
蘭越消防団

91名



※枠内の○数字は、同役職の人員数を記載



○消防力の現況

資料５－３

１ 保有人員及び消防自動車等

(令和６年２月１日現在)

職・団別 人員機械別		蘭 越 支 署	本 団	蘭 越 分 団	昆 布 分 団	目 名 分 団	名 駒 分 団	港 分 団	合 計
職員・団員数		１７ (内再任用 １名)	１２	２５	１７	１４	８	１５	職員 １７ 団員 ９１
消 防 ポ ン プ 自 動 車 等 の 機 械	水Ⅱ型 水槽付消防ポンプ自動車	１		１					２
	小型動力ポンプ付 水槽車	１							１
	ＣＤ－Ⅰ型 消防ポンプ自動車				１			１	２
	小型動力ポンプ付積載車 (小型動力ポンプ１台)			１	１	１	１	１	５
	救 急 車	１							１
	査 察 広 報 車	１							１
	計	４	０	２	２	１	１	３	１２

２ 通信施設

(令和６年２月１日現在)

無線電話					有線電話							庁内 放送 設備
消防救急デジタル 無線			署活 系 無線	簡易 無線 局 ※１	火災専用 ※119番通報は消防本部 司令センターで受信			加入電話		庁舎 電話	携帯 電話 ※２	
車載 ※３	携帯	卓上			固定 電話	IP電 話等	携帯 専用	通話	FAX			
１２	４	１	６	２９	－	－	－	３	１	１１	３	１

※１ 簡易無線局の内訳：職員（個人）×１７、消防団用１０、その他×２（指令車・救急車）

※２ 携帯電話の内訳：支署×１、その他×２（蘭越町役場（企画防災対策室）より借用）

※３ 車載無線機予備４台（外数）

3 消防用水利

(令和6年2月1日現在)

人員機械別		職・団別	蘭 越 分 団	昆 布 分 団	目 名 分 団	名 駒 分 団	港 分 団	合 計
消火栓 (基)	公 設		5 0	2 2	2 7	2 6	1 7	1 4 2
	私 設			※ 2 0				2 0
防火水槽 (箇所)	公 設		3 5	1 4	9	7	1 1	7 6
	私 設			※ 6				6
公 設 計			8 5	3 6	3 6	3 3	2 8	2 1 8
私 設 計				2 6				2 6
合 計			8 5	6 2	3 6	3 3	2 8	2 4 4

※私設消火栓：ハイグレードヴィラ 1 7 基、ルーベデンス 3 基。

私設防火水槽：ルーベデンス 4 箇所、日の出ヶ丘 2 箇所。

○危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量

資料5－4

(令和6年2月1日現在)

区分 貯蔵所等の別		施設数	種別	貯蔵数量
貯蔵所	屋内貯蔵所	1	第2類 (Kg)	3 1 2
		1	第4類第1石油類 (ℓ)	3 7
		2	第4類第2石油類 (ℓ)	5, 5 0 8
		1	第4類第3石油類 (ℓ)	6 7
		1	第4類第4石油類 (ℓ)	2 0 0
	地下タンク貯蔵所	5	第4類第2石油類 (ℓ)	1 2 6, 3 0 0
		1 2	第4類第3石油類 (ℓ)	1 3 2, 2 0 0
	移動タンク貯蔵所	4	第4類第2石油類 (ℓ)	4 2, 8 5 0
		1	第4類第3石油類 (ℓ)	3, 6 0 0
取扱所	給油取扱所	6	第4類第1石油類 (ℓ)	1 0 1, 9 0 0
		6	第4類第2石油類 (ℓ)	1 0 9, 0 0 0
		2	第4類第4石油類 (ℓ)	4, 0 0 0
	一般取扱所	4	第4類第2石油類 (ℓ)	5 9, 6 0 0
		2	第4類第3石油類 (ℓ)	1 0. 0 0 0
合 計	施設数	1	第2類 (Kg)	3 1 2
		7	第4類第1石油類 (ℓ)	1 0 1, 9 3 7
		2 1	第4類第2石油類 (ℓ)	3 4 3, 2 5 8
		1 6	第4類第3石油類 (ℓ)	1 4 5, 8 6 7
		3	第4類第4石油類 (ℓ)	4, 2 0 0

○ 指定防火対象物の現況

資料5－5

(令和6年2月1日現在)

区分	防火対象物		事業所数
1 項	イ	観覧場等	2
	ロ	公会堂・集会場	1 7
2 項	イ	キャバレー・カフェー	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	—
	ハ	風俗営業店	—
	ニ	カラオケボックス等	—
3 項	イ	料理店	—
	ロ	飲食店	7
4 項		百貨店・マーケット	1 0
5 項	イ	旅館・ホテル	6 5
	ロ	寄宿舎・共同住宅	6 4
6 項	イ	病院・診療所	2
	ロ	老人短期購入所施設	2
	ハ	老人デイサービスセンター等	8
	ニ	幼稚園	1

区分	防火対象物		事業所数
7 項		各種学校	4
8 項		図書館・博物館・美術館	2
9 項	イ	蒸気・熱気浴場	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	1
10 項		車両の停車場	—
11 項		神社・寺院・教会	9
12 項	イ	工場・作業場	2 7
	ロ	映画スタジオ	—
13 項	イ	自動車車庫・駐車場	1 3
	ロ	飛行機格納庫	—
14 項		倉庫	4 3
15 項		市に他の事業場	3 3
16 項	イ	(1～9項)が存ずる複合対象物	1 7
	ロ	上記以外の複合対象物	1

○雨量・水位観測所

資料 5 - 6

1 雨量観測所

観測地点	関係河川名	所在地	管理者
田下 (観測所記号 10104128110306)	水系名 尻別川 河川名 目名川	磯谷郡蘭越町田下	国土交通省 小樽開発建設部

2 水位観測所

水系名 河川名	観測地点 (所在地)	管理者	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
尻別川 尻別川	蘭越水位局 (磯谷郡蘭越町豊国)	国土交通省 小樽開発建設部	10.90m	11.90m	12.40m	13.61m
尻別川 尻別川	名駒水位局 (磯谷郡蘭越町淀川 41 番地)	国土交通省 小樽開発建設部	4.90m	5.90m	7.50m	9.42m
尻別川 尻別川	河口水位局 (磯谷郡蘭越町港 64 番地)	国土交通省 小樽開発建設部	0.90m	1.40m	—	1.64m
尻別川 昆布川	昆布川 (虻田郡ニセコ町中央通 140 番地 2 地先河川敷)	後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	39.70m	40.40m	—	41.79m

○警報・注意報発表基準一覧表

資料 5 - 7

令和 5 年 6 月 8 日現在
発表官署 札幌管区気象台

蘭越町		府県予報区		石狩・空知・後志地方		
		一時細分区域		後志地方		
		市長村等をまとめた地域		後志西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137		
	洪水		流域雨量指数基準	パンケ目国内川流域=12.2、ペンケ目国内川流域=16.1、 蘭越第一川流域=5.7、 目名川流域=21.1、昆布川流域=23.2		
			複合基準※	－		
			指定河川洪水予報 による基準	尻別川〔名駒・蘭越〕		
	暴風		平均風速	陸上	18m/s	
				海上	25m/s	
	暴風雪		平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う	
				海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm		
	波浪		有義波高	6.0m		
	高潮		潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6			
		土壌雨量指数基準	93			
	洪水		流域雨量指数基準	パンケ目国内川流域=9.7、 ペンケ目国内川流域=12.8、蘭越第一川流域=4.6、 目名川流域=16.8、昆布川流域=18.5		
			複合基準※	パンケ目国内川流域=（5，7）、目名川流域=（5，12.6）		
			指定河川洪水予報 による基準	尻別川〔名駒・蘭越〕		
	強風		平均風速	陸上	13m/s	
				海上	15m/s	
	風雪		平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	
				海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm		
	波浪		有義波高	3.0m		
	高潮		潮位	1.1m		
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			
	濃霧		視程	陸上	200m	
				海上	500m	
	乾燥		最小湿度 30％ 実効湿度 60％			
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上			
	低温		5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			
	霜		最低気温 3℃以下			
	着氷		船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上			
	着雪		気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	80mm		

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報に

においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常
の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常
措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、こ
のような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報
について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より
低い基準で運用することがある。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名) 自 年 月 日
至 年 月 日

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35 万円以上使用 団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	その他 資 材	計	団体数	使用資材費			
							主 要 資 材	その他 資 材	計	
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の () 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により、速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在		発受信日時
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)
発 信 者 (職・氏名)				受 信 者 (職・氏名)
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称)		
		(設置日時) 月 日 時 分設置		
		(名 称)		
		(設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

			地区名	避難場所	人数	日時
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他の措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時					月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時					受信日時					
月 日 時 分					月 日 時 分						
項 目			件数等	被害金額（千円）	項 目			件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所			
	行方不明	人					海 岸	箇所			
	重 症	人					砂防設備	箇所			
	軽 傷	人					地すべり	箇所			
	計	人					急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全 壊	棟					市町村工事	道 路	箇所		
		世帯						橋 梁	箇所		
		人						小 計	箇所		
	半 壊	棟				河川		箇所			
		世帯				道路		箇所			
		人				橋梁		箇所			
	一部破損	棟				小 計		箇所			
		世帯				港湾		箇所			
		人				漁港		箇所			
	床上浸水	棟				下水道		箇所			
		世帯			公園	箇所					
		人			崖くずれ	箇所					
	床下浸水	棟			計	箇所					
		世帯			⑥ 水産被害	漁 船		沈没流出	隻		
人			破 損			隻					
棟		計	隻								
計	世帯		漁港施設	箇所							
	人		共同利用施設	箇所							
	人		その他施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道 有 林	漁具（網）	件			
		その他	棟				水産製品	件			
	半壊	公共建物	棟				その他	件			
		その他	棟				計				
	計	公共建物	棟				⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所	
その他	棟		治山施設	箇所							
④ 農業被害	農 地	田	流出・埋没等	ha							
		畑	流出・埋没等	ha							
		田	ha								
		畑	ha								
農作物	田	ha		一般民有林	林 地	箇所					
	畑	ha			治山施設	箇所					
	農業用施設	箇所			林 道	箇所					
	共同利用施設	箇所			林 産 物	箇所					
	営農施設	箇所			そ の 他	箇所					
	畜産被害	箇所			小 計	箇所					
	そ の 他	箇所			林 地	箇所					
	計				治山施設	箇所					
計				林 道	箇所						
				林 産 物	箇所						
計				そ の 他	箇所						
				小 計	箇所						
計				計	箇所						

項 目			件数等	被害金額（千円）	項 目			件数等	被害金額（千円）
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸			
	その他	件		電話		回線			
	計	件		電気		戸			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所		ガス		戸			
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他の文教施設	箇所							
	計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
り災世帯数			世帯		発生	危険物	件		
り災者数			人			その他	件		
消防職員出勤延人数			人		消防団員出勤延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告）									
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因） ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況報告（ 中間 最終 ）報告集計表

災害・事故名											
総合振興局又は振興局				月 日 時現在							
項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）				
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河 川	箇所				
	行方不明	人				海 岸	箇所				
	重 症	人				砂防設備	箇所				
	軽 傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全 壊	棟				小 計	道 路	箇所			
		世帯					橋 梁	箇所			
		人									
	半 壊	棟			市町村工事	河川	箇所				
		世帯				道路	箇所				
		人		橋梁		箇所					
	一部破損	棟		小 計		箇所					
		世帯		港湾		箇所					
		人		漁港		箇所					
	床上浸水	棟		下水道		箇所					
		世帯		公園		箇所					
		人		崖くずれ	箇所						
	床下浸水	棟		計	箇所						
		世帯									
		人									
計	棟		⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻					
	世帯			破 損	隻						
	人			計	隻						
	棟			漁港施設	箇所						
	世帯			共同利用施設	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物		棟		産 被 害	その他施設	箇所			
		その他		棟			その他施設	箇所			
	半壊	公共建物		棟			漁具（網）	件			
		その他	棟	水産製品			件				
	計	公共建物	棟	その他			件				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害		道有林	林 地	箇所		
		畑	浸冠水	ha				治山施設	箇所		
			流出・埋没等	ha				林 道	箇所		
		畑	浸冠水	ha		林 産 物		箇所			
	農作物		田	ha		そ の 他		箇所			
	農業被害	畑	ha	一般民有林		小 計		箇所			
		農業用施設	箇所			林 地		箇所			
		共同利用施設	箇所			治山施設		箇所			
		営農施設	箇所			林 道	箇所				
		畜産被害	箇所			林 産 物	箇所				
		そ の 他	箇所			そ の 他	箇所				
						小 計	箇所				
		計				計	箇所				

項 目			件数等	被害金額（千円）	項 目			件数等	被害金額（千円）
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸			
	その他	件		電話		回線			
	計	件		電気	戸				
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所		ガス	戸				
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他の文教施設	箇所							
	計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
り災害世帯数			世帯			危険物	件		
り災害者数			人		発生	その他	件		
消防職員出勤延人数			人		消防団員出勤延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因） ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。 (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	重 傷 者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
② 住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判 断 基 準
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態のもの (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧の工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防災施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各豪に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中波、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業共同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施 設	水産業共同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林産被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、得用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工業施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯蔵施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	記者、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	水道(戸数)	上下水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額に算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のものの特記報告を要すると思われるもの。

蘭越町指定緊急避難場所一覧表

施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類								指定 避難 所と の 重 複	想定収容人数
		洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
旧湯里小学校グラウンド	蘭越町湯里131番地	○	○				○	○	○		1,990人(1人/2㎡)
昆布小学校グラウンド	蘭越町昆布町309番地1	○	○		○		○	○	○	○	2,715人(1人/2㎡)
蘭越町総合運動公園	蘭越町蘭越町896番地	○	○		○		○	○	○	○	24,850人(1人/2㎡)
蘭越中学校グラウンド	蘭越町蘭越町514番地6,7	○	○		○		○	○	○	○	16,312人(1人/2㎡)
蘭越小学校グラウンド	蘭越町蘭越町222番地53	○	○		○		○	○	○	○	3,773人(1人/2㎡)
旧三和小学校グラウンド	蘭越町字三和414番地1	○	○		○		○	○	○	○	3,132人(1人/2㎡)
旧名駒小学校グラウンド	蘭越町名駒町396番地	—	○		○		○	—	○	○	4,185人(1人/2㎡)
旧御成小学校グラウンド	蘭越町字御成416番地1	○	○		○		○	○	○	○	2,361人(1人/2㎡)
旧港小学校グラウンド	蘭越町港町617番地		○		○		○		○		2,638人(1人/2㎡)
旧目名小学校グラウンド	蘭越町目名町221番地	○	○		○		○	○	○	○	6,009人(1人/2㎡)
大照寺	蘭越町港町1438番地1			○		○					123人(1人/2㎡)
道道北尻別蘭越停車場線	蘭越町港町956番地9地先			○		○					50人(1人/2㎡)
道道磯谷蘭越線	蘭越町港町180番地4地先			○		○					50人(1人/2㎡)
鷺の沢神社	蘭越町港町430、431番地			○		○					25人(1人/2㎡)
瑞龍寺	蘭越町名駒町364番地	○						○		○	200人(1人/2㎡)
蘭越町粗大ごみ処理施設	蘭越町字鮎川153番地2	○						○			1,205人(1人/2㎡)

蘭越町 指定避難所一覧表

No.	施設名	住 所	電話番号 行政通信シ ステム（以 下（行））	指定緊急 避難場所	指定 避難所	洪水	地震	津波・ 高潮	内水氾 濫	崖崩 れ・土 砂流等	福祉避 難所	指定避難所 想定収容人員
1	昆布小学校・グラウンド	昆布町309番地1	58-2240	○	○	○	○		○	○		656人（1人／2㎡）
2	総合体育館・総合運動公園	蘭越町428番地1	57-6765	○	○	○	○		○	○		1,102人（1人／2㎡）
3	蘭越小学校・グラウンド	蘭越町222番地1	57-5134	○	○	○	○		○	○		1,270人（1人／2㎡）
4	蘭越中学校・グラウンド	蘭越町514番地1	57-6355	○	○	○	○		○	○		2,373人（1人／2㎡）
5	蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里・グラウンド	字三和414番地1	（行）56- 2351	○	○	○	○		○	○		135人（1人／2㎡）
6	旧名駒小学校・グラウンド	名駒町396番地	（行）56- 7011	○	○	○	○		○	○		427人（1人／2㎡）
7	旧御成小学校・グラウンド	字御成416番地1	（行）56- 2830	○	○	○	○		○	○		293人（1人／2㎡）
8	旧目名小学校・目名サッカー場	目名町221番地	（行）55- 3490	○	○	○	○		○	○		558人（1人／2㎡）
9	港地区津波避難タワー	港町617番地	（行）56- 2222	○	○		○	○		○		80人（1人／3㎡）
10	旧湯里小学校グラウンド	字湯里131番地		○		○			○	○		
11	大照寺	港町1438番地1		○				○				
12	道道北尻別蘭越停車場線	港町956番地9地先		○				○				
13	道道磯谷蘭越線	港町180番地4地先		○				○				
14	鷺の沢神社	港町430番地		○				○				
15	介護予防拠点センターみなと	港町617番地	（行）56- 2221		○							115人（1人／2㎡）
16	日出ふれあいセンター	字日出100番地6	（行）58- 7771		○							37人（1人／2㎡）
17	黄金地区共同利用集会所	字黄金277番地	（行）58- 7014		○							70人（1人／2㎡）
18	昆布活性化センター	昆布町114番地4	（行）58- 2110		○							139人（1人／2㎡）
19	蘭越上地域振興センター	蘭越町944番地2	（行）57- 6657		○							107人（1人／2㎡）
20	旧蘭越地区研修センター	蘭越町491番地	（行）57- 6062		○							92人（1人／2㎡）
21	豊国上地区地域研修センター	字豊国232番地2	（行）57- 7749		○							46人（1人／2㎡）
22	蘭越町克雪管理センター	字富岡419番地3	（行）57- 6343		○							102人（1人／2㎡）
23	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町43番地1	57-5030		○							256人（1人／2㎡）
24	蘭越町山村開発センター	蘭越町258番地6	57-5286		○							313人（1人／2㎡）
25	蘭越町ふれあいプラザ2 1	蘭越町8番地2	57-5203		○							65人（1人／2㎡）
26	法誓寺	字大谷287番地	57-5404		○							152人（1人／2㎡）
27	蘭越町農村研修センター	字大谷439番地11	（行）57- 6581		○							212人（1人／2㎡）
28	大谷団地集会所	字大谷357番地1	（行）57- 7020		○							20人（1人／2㎡）
29	淀川コミュニティセンター	字大谷510番地3	（行）57- 5836		○							52人（1人／2㎡）
30	水上地区集会所	字水上95番地	（行）57- 6079		○							17人（1人／2㎡）
31	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター	字吉国922番地2	（行）57- 5809		○							66人（1人／2㎡）
32	三和一町内会会館	字三和381番地7	（行）56- 2632		○							65人（1人／2㎡）
33	名駒地区生活改善センター	名駒町210番地9	（行）56- 2360		○							203人（1人／2㎡）
34	御成地区生活改善センター	字御成423番地5	（行）56- 2361		○							93人（1人／2㎡）
35	初田地区集会所	字初田248番地2	（行）56- 2571		○							46人（1人／2㎡）
36	共栄農事組合研修センター	字共栄111番地1	（行）56- 7021		○							28人（1人／2㎡）
37	目名地区生活改善センター	目名町393番地2	（行）55- 3534		○							151人（1人／2㎡）
38	田下地区集会所	字田下83番地2	（行）55- 7753		○							61人（1人／2㎡）
39	瑞龍寺	名駒町364番地	56-2016		○							200人（1人／2㎡）
40	高齢者生活福祉センターめな	目名町391番地	（行）55- 3015		○							128人（1人／2㎡）
41	蘭越町保健福祉センター	蘭越町250番地1	57-6969		○						○	257人（1人／2㎡）

○応急（広域）避難場所・区域表

応 急（ 広 域 ） 避 難 場 所 ・ 区 域 表

施設 番号	施設名称	所在地	総面積（㎡）	対象地区
1	旧湯里小学校グラウンド	字湯里131	3, 979㎡	湯里、日出
2	昆布小学校グラウンド	昆布町309-1	5, 430㎡	立川、昆布町、黄金
3	蘭越町総合運動公園	蘭越町428-1	49, 700㎡	豊国上、豊国下、栄、富岡、新見、曙、蘭越下、 緑ヶ丘、蘭越17町内
4	蘭越中学校グラウンド	蘭越町514-1	32, 623㎡	蘭越町1町内～16町内、蘭越上、高校通
5	蘭越小学校グラウンド	蘭越町222-1	7, 546㎡	大谷上、大谷下、大谷中、大谷、淀川上、淀川下、 水上
6	旧三和小学校グラウンド	字三和414-1	6, 264㎡	吉国、上里、三和
7	旧名駒小学校グラウンド	名駒町396	8, 370㎡	冷水、清水、名駒、鮎川、共栄 (洪水・津波時：港4, 5)
8	旧御成小学校グラウンド	字御成416-1	4, 722㎡	御成、初田 (洪水・津波時：港1, 2, 3)
9	旧目名小学校グラウンド	目名町221	12, 017㎡	目名町、相生、三笠、海川、田下、讃岐

○土砂災害計画区域における警戒避難体制

資料 6 - 4

1 情報伝達体制

情報伝達担当	担当区域	情報伝達手段
総務課企画防災対策室	町内全域	行政通信システム・広報車・HP・SNS

2 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

No.	地区所在地	土砂災害警戒区域				避難先	避難所その他避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
1	蘭越町字清水、字三笠	ツバメ第一の沢川 Ⅱ-12-0160	土石流	○	—	旧目名小学校	町道～道道 752 号～町道
2	蘭越町字湯里	ニセコアンベツ温泉沢川 Ⅰ-12-0060	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道 58 号線～道道 66 号線～道道 207 号線
3	蘭越町字水上	三重の川 Ⅱ-12-0150	土石流	○	—	水上地区集会所	道道 934 号線
4	蘭越町字湯里	五色温泉沢川 Ⅰ-12-0070	土石流	○	—	日出ふれあいセンター	道道 58 号線～道道 66 号線～道道 207 号線
5	蘭越町字初田	初田の沢川 Ⅱ-12-0010	土石流	○	○	大照寺又は津波避難タワー	町道又は道道 229 号線～(国道 229 号線)～町道
6	蘭越町昆布町	大林寺川 Ⅱ-12-0100	土石流	○	○	昆布小学校	町道
7	蘭越町字立川	山口の沢川 Ⅱ-12-0090	土石流	○	○	昆布小学校	道道 32 号線～町道
8	蘭越町字共栄	油谷の沢川 Ⅱ-12-0180	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号園
9	蘭越町字共栄	油谷の沢第一川 Ⅱ-12-0170	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号園
10	蘭越町字立川	菅原の沢川 Ⅱ-12-0080	土石流	○	○	昆布小学校	道道 32 号線～町道
11	蘭越町字三笠	蘭越三笠 Ⅰ-1-434-971	土石流	○	○	旧目名小学校	道道 752 号線～町道
12	蘭越町名駒町	蘭越町名駒町 Ⅱ-1-194-747	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
13	蘭越町字清水	蘭越清水 Ⅱ-1-193-746	急傾斜地の崩壊	○	○	旧目名小学校	町道～道道 752 号線～町道
14	蘭越町字黄金	蘭越黄金 Ⅰ-1-432-969	急傾斜地の崩壊	○	○	黄金地区共同利用集会所	道道 343 号線
15	蘭越町字湯里	馬場川 Ⅰ-12-0020	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道 66 号線～道道 207 号線
16	蘭越町港町	寺浦の沢川 Ⅰ-12-0200	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	(道道 267 号線)
17	蘭越町港町	蘭越港町 1 Ⅱ-1-195-748	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー	道道 267 号線～道道 229 号線～国道 229 号線～町道
18	蘭越町港町	蘭越港町 2 Ⅱ-1-196-749	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー	道道 267 号線～道道 229 号線～国道 229 号線～町道
19	蘭越町港町	蘭越港町 4 Ⅰ-1-436-973	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
20	蘭越町港町	丸山の沢川 Ⅱ-12-0190	土石流	○	○	共栄農事組合研修センター	道道 267 号線
21	蘭越町蘭越町、字大谷	太田の沢川 Ⅰ-12-0140	土石流	○	—	ふれあいプラザ 21	道道 934 号線～町道～(道道 229 号線)
22	蘭越町蘭越町	屋敷川 Ⅰ-12-0120	土石流	○	—	総合体育館	町道

No.	地区所在地	土砂災害警戒区域				避難先	避難所その他避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
23	蘭越町字湯里	昆布温泉2の沢川 I-12-0050	土石流	○	○	日出ふれあいセンター	道道66号線～道道207号線
24	蘭越町港町	蘭越港町3 I-1-435-972	急傾斜地の崩壊	○	○	共栄農事組合研修センター	道道267号線
25	蘭越町港町	蘭越港町5 I-1-437-974	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー	町道又は道道267号線～国道229号線～町道
26	蘭越町港町	蘭越港町6 I-1-438-975	急傾斜地の崩壊	○	○	大照寺又は津波避難タワー	町道又は道道267号線～国道229号線～町道
27	蘭越町字湯里	蘭越湯里1 I-1-427-964	急傾斜地の崩壊	○	○	日出ふれあいセンター	道道66号線～道道207号線
28	蘭越町字湯里	蘭越湯里2 I-1-428-965	急傾斜地の崩壊	○	○	日出ふれあいセンター	道道66号線～道道207号線
29	蘭越町蘭越町	蘭越第一川 I-12-0130	土石流	○	—	蘭越中学校	町道
30	蘭越町蘭越町	蘭越蘭越町 I-1-433-970	急傾斜地の崩壊	○	○	町民センターらぶちゃんホール	町道～国道5号線～道道229号線
31	蘭越町昆布町	蘭越昆布町1 I-1-429-966	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
32	蘭越町昆布町	蘭越昆布町2 I-1-430-967	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
33	蘭越町昆布町	蘭越昆布町3 I-1-431-968	急傾斜地の崩壊	○	○	昆布小学校	町道
34	蘭越町字日出	馬場第一川 I-12-0030	土石流	○	—	日出ふれあいセンター	町道
35	蘭越町字日出	馬場第一左の川 I-12-0040	土石流	○	—	日出ふれあいセンター	町道

○従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

資料 7 - 1

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業 (救助法が適用された場合を除く。)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第 71 条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業 (救助法適用救助)	基本法第 71 条による従事命令と同様	救助法第 7 条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第 8 条	
従事命令	災害応急対策作業 (全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条第 1 項	市町村長
			基本法第65条第 2 項	警察官、海上保安官
			基本法第65条第 3 項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第 4 条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第 24 条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力命令	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第 35 条の 10	救急隊員

(注) 基本法…災害対策基本法
救助法…災害救助法

○従事命令等の実施手続き（公用令書）

資料 7 - 2

区分	権限の内容	手 続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第7条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第8条
保管命令等 （管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第2号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条 救助法第9条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第6号様式）携帯	基本法第71条 救助法第10条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第71条 救助法第10条

（注） 公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第4号様式）又は公用取消令書（別表第5号様式）を交付して行う。

基本法…災害対策基本法

救助法…災害救助法

別表 第1号様式

従 事 第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
	従事 を命ずる。 協力
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおりを命ずる。	
年 月 日	
処分権者	(印)
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別表 第2号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者	(印)			
従事すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を ずる。 年 月 日 処分権者 ㊞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引渡月日</th> <th style="width: 12.5%;">引渡場所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																																								

(備考) 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊞ 変更した処分の内容	
--	--

(備考) 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟
--------------	--

（備考）用紙は、日本工業規格A 5とする。

別表 第6号様式

N o .	防 災 立 入 検 査 票 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。 年 月 日交付 蘭越町長 ㊟ 交付責任者 ㊟
-------	--

（備考）用紙は、日本工業規格A 5とする。

（裏）

注 意 1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期限が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届けなければならない。

○自衛隊の災害派遣要請

資料 7 - 3

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

蘭越町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域（区域図を添付のこと）

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所（場所図を添付のこと）

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名：

職 名：

氏 名：

電話番号：

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

資料 7 - 4

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

蘭越町長 印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、
所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年 月 日 時 分

○町有車両の現況

資料 7 - 5

No.	課 名	係名又は車種等	公用自動車登録番号	備 考
1	総務課	第 2 公用車	札幌 301 ね 11-64	
2	総務課	第 1 公用車 クラウン HYBRID	札幌 332 や 778	
3	総務課	第 2 公用車 エスティマ	札幌 340 せ 20-15	
4	総務課	まちづくり推進係 プリウス	札幌 301 む 74-33	
5	総務課	総務係	札幌 530 に 57-01	
6	総務課	総務係 ホイルロード日立 LX40-7	車体番号 4E3-1976	
7	総務課	総務係 ショベルローダ	札幌 000 る 21-31	
8	総務課	防災係 防災車エクストレイル	札幌札幌 303 の 1606	
9	総務課	防災係 プリウス	札幌 330 な 57-06	
10	総務課	防災係 搬送車	札幌 503 ひ 35-08	
11	総務課	防災係 防災車フォレスター	札幌 302 ほ 73-44	
12	総務課	総務係 軽バン	札幌 480 す 9 92	
13	総務課	ワゴン車（1 4 人乗）らんらん号	札幌 200 さ 34-03	
14	総務課	バス らんらん号	札幌 200 は 4 81	
15	総務課	マイクロバス らんらん号	札幌 230 さ 7 08	
16	商工労働観光課	観光係	札幌 480 き 95-20	
17	商工労働観光課	雪秩父 バス	札幌 200 は 32	
18	商工労働観光課	雪秩父 フィールドー	札幌 530 せ 57-02	
19	商工労働観光課	雪秩父 バス	札幌 200 は 14-73	
20	商工労働観光課	幽泉閣 ワゴン	札幌 300 め 30-08	
21	商工労働観光課	幽泉閣 軽トラ	札幌 40 め 2 18	
22	商工労働観光課	幽泉閣 マイクロバス	札幌 200 さ 26-30	
23	健康推進課	介護支援係	札幌 530 せ 57-03	
24	健康推進課	介護支援係 軽バン	札幌 480 き 21-25	
25	健康推進課	介護支援係 ヘルパー	札幌 480 え 38-28	
26	健康推進課	介護支援係 ヘルパー	札幌 480 く 80-73	
27	健康推進課	介護支援係 ヘルパー	札幌 480 さ 38-50	
28	健康推進課	介護支援係 乗用車	札幌 539 ひ 3 16	
29	健康推進課	介護支援係 軽乗用車	札幌 581 ね 32-73	
30	健康推進課	介護支援係 往診車	札幌 303 た 75-61	
31	健康推進課	高齢者センター目名 軽	札幌 580 ひ 25-88	
32	健康推進課	高齢者センター目名 マイクロバス	札幌 800 せ 80-76	
33	健康推進課	高齢者センター目名 ワゴン	札幌 830 さ 30-15	
34	健康推進課	高齢者センター昆布 ワゴン	札幌 800 そ 91-94	
35	健康推進課	高齢者センター昆布 マイクロバス	札幌 800 す 24-02	
36	健康推進課	高齢者センター昆布 1 0 人乗ワゴン	札幌 303 た 69-76	
37	健康推進課	バス（3 号車）	札幌 230 さ 8 27	
38	健康推進課	グループホーム	札幌 830 さ 20-13	
39	住民福祉課	塵芥収集車	札幌 800 は 34-64	

No.	課 名	係名又は車種等	公用自動車登録番号	備 考
40	住民福祉課	塵芥収集車	札幌 800 は 50-81	
41	住民福祉課	4 トンダンプ 鮎川	札幌 100 す 51-85	
42	住民福祉課	日立ミニショベル 鮎川	車体番号 ZX40U-5B	
43	住民福祉課	日立ショベル・ローダ 鮎川	札幌 000 る 90-16	
44	住民福祉課	三菱3 トンダンプ 鮎川	札幌 100 ち 84-60	
45	住民福祉課	日立ショベル・ローダ 鮎川	札幌 001 る 28-40	
46	住民福祉課	日立ショベル・ローダ リサイクル	札幌 000 る 90-15	
47	住民福祉課	福祉係 赤十字	札幌 400 ふ 29-40	
48	住民福祉課	住民運動係 防犯車	札幌 503 ほ 55-24	
49	農林水産課	農政係 プリウス	札幌 330 ね 57-07	
50	農林水産課	林務水産係 軽トラ	札幌 480 セ 64-32	
51	農林水産課	4 トンダンプ 育苗施設	札幌 11 ひ 64-48	
52	農林水産課	フォークリフト 育苗施設	蘭越町 の 18-30	
53	農林水産課	ショベル・ローダ 育苗施設	札幌 000 る 89-26	
54	農林水産課	フォークリフト 育苗施設	蘭越町 の 33-33	
55	農林水産課	ショベル・ローダ 育苗施設	札幌 001 る 27-36	
56	農林水産課	ユンボ 処分場	車体番号 7GJ2816	三菱 320
57	農林水産課	土地改良係	札幌 503 や 14-26	
58	農林水産課	農業指導係 軽トラ	札幌 480 け 56-72	
59	建設課	水道 フィールドター	札幌 530 ち 57-05	
60	建設課	営繕 軽トラ	札幌 40 ゆ 30-82	
61	建設課	パトロール車 重機車庫	札幌 302 は 74-15	
62	建設課	ショベル・ローダ 日立	札幌 001 る 33-90	
63	建設課	タイヤドーザ コマツ	札幌 900 る 16-05	
64	建設課	10 トンダンプ	札幌 11 な 15-77	
65	建設課	10 トンダンプ	札幌 100 は 42-47	
66	建設課	4 トンダンプ 除雪車	札幌 11 の 70-19	
67	建設課	ユンボ (タイヤ)	札幌 00 は 996	
68	建設課	グレーダー	札幌 000 る 95-36	
69	建設課	ロータリ NR6b-0022	札幌 900 る 21-45	
70	建設課	ロータリ NR28b-0555	札幌 900 る 10-67	
71	建設課	ブルドーザ D61	札 00 る 88-09	
72	建設課	アトラス維持作業車	札幌 400 ひ 70-59	
73	教育委員会	町民センター 軽バン	札幌 480 え 38-20	
74	教育委員会	花一会 軽バン	札幌 480 セ 66-24	
75	教育委員会	給食センター パネルバン	札幌 100 と 22-12	
76	教育委員会	総合運動公園 軽トラ	札幌 480 け 57-87	
77	教育委員会	総合運動公園 ターフトラクター	蘭越町 の 17-55	MT185
78	教育委員会	スクールバス (大型)	札幌 22 た 12-38	
79	教育委員会	スクールバス (中型)	札幌 200 は 16-13	

No.	課 名	係名又は車種等	公用自動車登録番号	備 考
80	教育委員会	スクールバス（中型）	札幌 200 は 548	
81	教育委員会	スクールバス 15人乗	札幌 200 さ 15-08	
82	教育委員会	スクールバス 15人乗	札幌 200 さ 20-48	
83	教育委員会	スクールバス 26人乗	札幌 200 さ 16-94	
84	教育委員会	スクールバス 26人乗	札幌 200 さ 18-74	
85	教育委員会	スクールバス 26人乗	札幌 200 さ 21-83	
86	教育委員会	スクールバス 8人乗	札幌 503 ふ 11-26	

総 務 課	10 台	バ ス	3 台	シ ョ ベ ル ・ ロ ー ダ	2 台
商 工 労 働 観 光 課	1 台	雪 秩 父	2 台	幽 泉 閣	4 台
建 設 課	2 台	重 機 車 庫	12 台		
教 育 委 員 会	3 台	総 合 運 動 公 園	2 台	ス ク ー ル バ ス	9 台
健 康 推 進 課	9 台	バ ス	1 台	高 齢 者 セ ン タ ー	6 台
住 民 福 祉 課	2 台	塵 芥 収 集 車	2 台	リサイクル・川上・鮎川施設	6 台
農 林 水 産 課	4 台	育 苗 施 設	5 台	最 終 処 分 場	1 台
総 台 数			8 6 台		

○ヘリコプター離着陸場

資料 7 - 6

区 分	施設名	所在地	地籍	施設管理者	電話番号
道央ドクターヘリ 降着陸場適地	旧三和小学校 グラウンド	蘭越町字三和 414-1	105m×80m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	旧御成小学校 グラウンド	蘭越町字御成 416-1	105m×45m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	蘭越高等学校 グラウンド	蘭越町蘭越町 475-16-	150m× 100m	蘭越高等学校長	0136- 57-5034
	蘭越町山村広場 駐車場	蘭越町蘭越町 241-23	60m×35m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	蘭越町 総合運動公園	蘭越町蘭越町 896	120m×100m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	旧名駒小学校 グラウンド	蘭越町名駒町 396	48m×100m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	旧湯里小学校 グラウンド	蘭越町字湯里 131	30m×70m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	蘭越小学校 グラウンド	蘭越町蘭越町 222-53	90m×60m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	蘭越中学校 グラウンド	蘭越町蘭越町 514-6	170m×190m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	尻別川大谷地先 (ヘリポート)	蘭越町字大谷 地先	20m×20m	小樽開発建設部 蘭越河川事業所長	0136- 57-5331
	昆布小学校 グラウンド	蘭越町昆布町 309-1	65m×85m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	蘭越町目名 サッカー場	蘭越町目名町 221	78m×115m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111

区 分	施設名	所在地	地籍	施設管理者	電話番号
道防災消防ヘリ 及び自衛隊ヘリ 降着陸場適地	蘭越町山村広場 駐車場	蘭越町蘭越 町 241-23	60m×35m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	旧名駒小学校 グラウンド	蘭越町名駒 町 396	48m×100m	蘭越町役場 町長	0136- 57-5111
	蘭越高等学校 グラウンド	蘭越町蘭越 町 475-16-	150m× 100m	蘭越高等学校長	0136- 57-5034
	蘭越中学校 グラウンド	蘭越町蘭越町 514-6	170m×190m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	昆布小学校 グラウンド	蘭越町昆布町 309-1	65m×85m	蘭越町教育委員会 教育長	0136- 57-5111
	尻別川大谷地先 (ヘリポート)	蘭越町字大谷 地先	20m×20m	小樽開発建設部 蘭越河川事業所長	0136- 57-5331

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又

は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合。

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる

場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。

ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL		FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所	(住所) (座標)							
	災 害 発 生 状 況 ・ 措置状況								
希望する活動内容		情報収集 ・ 救助 ・ 消火 ・ 資機材搬送 ・ その他 ()							
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特記事項		(照明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物、積雪等）ほか)						
傷病者搬送先病院						緊急自動車呼出名称			
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名		北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他 ()						
	航空機活動		有 ・ 無						
指揮本部連絡方法		(無線呼出名称)				(電話番号)			
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

蘭越町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考と なる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 18 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 5 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。

この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。

この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

様式第 1 号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名		科	担当課	氏名	
3 受入病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承：□ 有 □ 無					
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	□ 男	□ 女	職業
住 所					感染症：□ 有 □ 無
病 名			□ 入院中 □ 外来： 月 日		
経 過				血圧：	mmHg
				脈拍：	回/分
				呼吸：	回/分
			体温：℃		
			意識レベル(JCS)：		
航空機による搬送 が必要な理由	□ 緊急性 □ 搬送時間短縮 □ 搬送安定性 □ その他 () (主な理由：)				
気圧変化：□ 影響無し □ 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれかを記載) □ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：) □ ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： □ 依頼病院 □ 受入病院 □ その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	□		kg	□	□ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	□		kg	□	
③酸素ボンベ	□		kg	□	□ 8ℓ以上 (サイズ： × (cm))
④モニター類	□		kg	□	□ 心電図 □ その他
⑤保育器	□		kg	□	(サイズ：W ×L ×H (cm))
⑥人工呼吸器	□		kg	□	(サイズ：W ×L ×H (cm))
⑦救急パック	□		kg	□	
⑧その他 ()	□		kg	□	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村はNo. 1～No. 7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

○水害時における建設機械借受申請

資料 7 - 9

令和 年 月 日

分任物品管理官

小樽開発建設部

倶知安開発事務所長

殿

申請者

住所 磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

氏名 蘭越町長

印

建設機械借受（変更）申請書

下記により、建設機械の貸付けを受けたいので申請します。

記

建設機械名		規格	
貸付希望 期 間	自 令和 年 月 日から 至 令和 年 月 日から 日間		
派遣運転員 の 要 否	必 要 不 要		
建設機械の 使 用 場 所	例 □□樋門、□□樋門、□□樋門 （蘭越町）		
建設機械の 使 用 目 的	例 大雨による被害拡大を防ぐため内水排除を実施したい。		
建設機械を 使 用 す る 事業の概要	例 蘭越町内の内水排除のため		
摘 要			

建設機械貸付契約書

建設機械名 排水ポンプ車（ ー ）、ポンプ車（ ー ）

形式及び数量 m^3/min 、 m^3/min 台

上記の建設機械について、貸付人 分任契約担当官 小樽開発建設部 倶知安開発事務所長
と借受人 蘭越町長 の間において、次の条項によって建設機械貸付契約を締結
し、契約の証として本書 2 通を作り当時者記名押印のうえ各自 1 通を保有する、

- 1 使用場所 磯谷郡蘭越町内
- 2 事業名または使用目的 蘭越町内の内水排除作業のため
- 3 貸付期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 貸付料 無償
- 5 貸付料の支払い期限 年 月 日
- 6 受渡しの場所及び日時
 - (1) 引渡期日 年 月 日
 - 〃 場所 磯谷郡蘭越町内
 - (2) 返納期日 当該建設機械の不要となった日
- 7 貸付条件
 - (1) 貸付機械の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用（貸付人が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。
 - (2) 貸付機械は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
 - (3) 貸付機械について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸付人の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
 - (4) 貸付機械に投じた改良費等に有益費を請求しないこと。
 - (5) 貸付機械は、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - (6) 貸付機械は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
 - (7) 貸付機械について使用場所が指定された場合は、指定の場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
 - (8) 貸付機械は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
 - (9) 借受人は、次に掲げる理由の一に該当するときは、返納期日前であっても、貸付人の指示に従って貸付機械を返納すること。
 - (I) 建設機械借受（変更）申請書に虚偽の記載があったとき。

- (Ⅱ) 借受人が契約条項に違反したとき。
 - (Ⅲ) 借受人に貸し付けることが不適当であると認められる理由が生じたとき。
 - (Ⅳ) 災害その他やむを得ない事情により貸付人において当該機械が必要となったとき。
 - (Ⅴ) その他貸付人が特に必要があると認めたとき。
- (10) 貸付機械を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を貸付人に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- (11) 貸付人が、貸付機械について、必要に応じて実施調査を行い、もしくは所要の報告を求め、又は当該機械の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応じること。
- 8 この契約に定めのない事項又はこの契約書に関し疑義を生じた事項については貸付人と借受人が協議して定める。

年 月 日

貸付人

住所 虻田郡倶知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地の 9
 氏名 分任契約担当官
 倶知安開発事務所長 印

借受人

住所 磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
 氏名 蘭越町長 印

分任物品管理官
小樽開発建設部
俱知安開発事務所長

殿

年 月 日

申請者
住所
氏名

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
蘭越町長

建設機械借受(変更)申請書(例)

下記により、建設機械の貸付けを受けたいので申請します。

記

建設機械名	排水ポンプ車 排水ポンプ車	規	格	m ³ /min m ³ /min	数	量	台
貸付希望期間	自 年 月 日から 至 当該建設機械の不要となった日	日間 (時間)					
派遣運転員の要否	必要 不要						
建設機械の使用場所	磯谷郡蘭越町内						
建設機械の使用目的	蘭越町内の内水排除作業を実施したい						
建設機械を使用する事業の概要	蘭越町内の内水排除作業						
摘要							

年 月 日

分任契約担当官

小樽開発建設部

倶知安開発事務所長

殿

借受人

蘭越町長

建設機械借受書

年 月 日に締結した建設機械貸付契約に基づき、下記機械を借り受けました。
なお、貸付条件に従い、適正に使用します。

記

1. 借受機械の品名及び数量 排水ポンプ車（ ー ）、排水ポンプ車（ ー ） 台
2. 借受期間 年 月 日～ 当該建設機械の不要となった日
3. 返納期日及び返納場所 返納期日： 当該建設機械の不要となった日

返納場所： 磯谷郡蘭越町内

年 月 日

分任契約担当官

小樽開発建設部

倶知安開発事務所長

殿

借受人

蘭越町長

建設機械返納届

年 月 日に締結した建設機械貸付契約に基づき、借り受けました下記機械を返納したいので届け出ます。

記

1. 借受機械の品名及び数量 排水ポンプ車 (ー)、排水ポンプ車 (ー) 台

2. 返納日及び返納場所 返納期日：年 月 日

返納場所： 磯谷郡蘭越町内

○防災用備蓄資機材（道の駅・シェルプラザ）の要求及び返納事務手続き

①災害等発生

（要求）

蘭越町
総務課

- ・使用品目、数量、使用目的を電話で連絡（概略数量）
- ※岩内道路事務所連絡先①代表 0135-62-9767 ②工務課長携帯 090-2690-6917
- ・別添 管理簿①「防災用備蓄資機材 使用管理簿」使用内容を記載してメールで提出
- ※災害時の緊急時対応のため後日提出可

岩内道路事務所
工務課

- ・岩内道路事務所工務課は「防災用備蓄資機材」の使用適否を判断
- ・別添：管理簿①「防災用備蓄資機材 使用管理簿」にて防災用備蓄資機材を管理

②災害対応完了

（返納）

蘭越町
総務課

- ・数量、使用状況確定後に別添：管理簿①「防災用備蓄資機材 使用管理簿」を再提出
- ・資機材使用状況の写真を別添：管理簿②「防災用備蓄資機材 使用状況写真」に数枚張り付け提出
- ・故障、破損等があった場合は、状況写真を添付し、修理または、代替え品にて対応
- ・使用した消耗資材（再使用が困難な資材、燃料等）については同等品で補充

岩内道路事務所
工務課

- ・上記使用状況資料を確認し、別添：管理簿①「防災用備蓄資機材 使用管理簿」にて防災用備蓄資機材を管理

管理簿①

防災用備蓄資機材 使用管理簿

番号	品 目	規 格	単 位	在庫数量	受領 数量	現地 使用 数量	残数量 (返納)	引き渡し 年月日	使用者 ・ 担当者	担当者 連絡先	使用場所 ・ 使用目的	返 納 年月日	返納時の 状態(破 損・故障) 代替え品
				道の駅 シェルプラ ザ・造									
33 (例)	水中ポンプ	4インチ工事用	台	2	2	2	2	R3. 3.30	蘭越町〇〇課 〇〇 〇〇	0000- 000-0000	蘭越町〇〇 〇〇冠水	R3. 4. 1	破損・故障等 なし
1	災害用トイレ	テント	個	2									
		トイレ(本体) 便座タイプ	個	2									
		トイレ用吸水パック	箱	2									
2	携帯用タンク	ガソリン用20L用 ステンレス製、箱型	個	5									
3	拡声器	15W、サイレント付 防水、防塵使用	台	2									
4	電工ドラム	コード30m 200V 防水、防塵使用 水中ポンプ式	台	4									
5	リヤカー	折りたたみ式 アルミ製、 ノーバンクタイプ	台	1									
6	簡易担架	紙製特殊繊維 耐荷重500kg	個	8									
7	トラロープ	12mm×100m/巻 合成繊維	巻	5									
8	鉄ピン	トラロープ用 太さ16mm	本	100									
9	はしご	アルミ製、2連 全長6m	脚	2									
10	脚立	アルミ製、高さ2m はしご兼用タイプ	脚	2									
11	ショベル	丸形剣先 スチール製	本	10									
12	ハンマー	900g、両口 頭部：鉄製 柄部：合成樹脂製	本	2									
13	カケヤ	2500g、両口 頭部：ウレタン 柄部：合成樹脂製	本	2									
14	ガスボンベ	カセット式 液化ブタンガス 発動発電機0.9kVA用	本	20									
15	ヘッドランプ	ヘルメット用 LED	個	30									
16	セルスターター	DC12/24V兼用 バッテリー内蔵型	台	2									
17	ブースターケーブル	12/24V兼用	個	3									
18	チェーンソー	14寸、軽量タイプ	台	2									
		ソーチェーン	個	5									
		2サイクル専用オイル1ℓ	缶	10									
		2サイクル専用オイル4ℓ	缶	2									
19	スノーシュー	本体 アルミ製	台	5									
		ポール	個	5									
20	発動発電機	定格出力5.5kVA ガソリン インバーター	台	4									
21	発動発電機	定格出力1.6kVA ガソリン インバーター	台	2									
22	発動発電機	定格出力0.9kVA カセット式ガスボンベ インバーター	台	2									
23	エンジンオイル	発動発電機用 SAE 10W-30	個	8									
24	蓄電池	2400kWh リン酸鉄リチウムイオン	台	2		建物 固定							
25	ソーラーパネル	公称最大出力90w 周辺機器含む	枚	12		建物 固定							
26	バルーンライト	全光タイプ38000Lm	台	2									
27	カラーコーン	折りたたみ式	個	100									
28	バリケード	アルミ製 W=2m ジャバラ式	個	10									
29	突通誘導灯	LED 懐中電灯機能付	本	10									
30	トランシーバー	同時通話 防水機能 特定小電力タイプ	台	6									
31	大型投光器	全光束85000Lm	台	2									
32	昇降機	H=7m 水圧式	基										
ー	組立部品		基										
ー	ナイブライン	一斗缶 昇降機用不連続	缶										
33	水中ポンプ	4インチ 工事排水用 軽量タイプ 揚程22m以上	台	4									
34	水中ポンプ	4インチ 泥水用 揚程15m以上	台	2									
35	水中ポンプ	2インチ 低水位用 運転可能水位10mm以下	台	2									
36	ポンプ用ホース	4インチ用 100mm×50mm	巻	5									
37	ポンプ用ホース	4インチ用 50mm×50mm	巻	2									
38	大型土のう	耐候性 2tパック	袋	100									
39	土のう	吸水ポリマー 再利用可能タイプ	袋	700									
40	土のう	ポリエチレン製	袋	200									
41	袋型根固工	2t 短期性型	袋	65									
42	生分解性油吸着・分解剤	12kg/袋 天然セルロース	セット	5									
43	ブルーシート	10m×10m#3000	枚	10									
44	掲示板	ホワイトボード1.8×1.2	台	1									
45	掲示板	ホワイトボード0.8×0.4	台	5									

管理簿②

防災用備蓄資機材 使用状況写真

(記載例)

写真番号

施設名等

使用場所

使用内容

資機材番号

撮影位置

○給水施設

資料 8 - 1

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

事業名	取水地点	水源	給水地区名	年間給水量 (m ³)
蘭越町 簡易水道	蘭越町字湯里道有林 170 班内 浅瀬川 (蘭越地区)	湧水	蘭越町、字豊国、 字大谷、字淀川	211, 105
	蘭越町字田下 217 番地 3 ポン貝殻沢川第 2 川 (目名地区)	湧水	字淀川、字水上、 目名町、字田下、 字貝川、字相生、 字三和、字讃岐	25, 573
	蘭越町字上里 100 番地 1 堤の沢川第 2 支流川 (三和地区)	湧水	名駒町、字鮎川、 字淀川、字清水、 字栄、字三和、 字吉国、字富岡	32, 004
	蘭越町字上里 114 番地 三部沢川 (御成地区)	湧水	港町、字御成、 字初田、字共栄	23, 269
	蘭越町字湯里 680 番地 1 地先 ニセコアンベツ 2 号川 (昆布地区)	湧水	昆布町、字黄金、 字湯里、字日出	75, 949
計	5 カ所			367, 900

○給水資機材

資料 8 - 2

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

資機材名	数量	保管場所	所管
ポリタンク (100)	60 個	蘭越町役場	建設課
ポリ袋 (60)	2, 400 個		

○世帯構成員別被害状況

資料 8 - 3

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日 時現在

蘭越町

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊（焼）													
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													

○物資購入（配分）計画表

資料 8 - 4

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年 月 日 時現在

蘭越町

世帯 品 目		単 価		人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考
				円				円				円								
				数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○物資受払簿

資料 8 - 5

物 資 受 払 簿

品 目 年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道 調 達 分				
	町 調 達 分				

- (注) 1 「摘要」欄は、購入先及び払出先を記入すること。
 2 「最終行」欄は、同からの受入分及び町調達分別に受・払・残の敬及び金額を記入すること。

○物資給与及び受領簿

資料 8 - 6

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住宅被害	1 全壊（焼）	2 流失	世 帯	
	3 半壊（焼）	4 床上浸水	構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

蘭越町長

○事業別国庫負担等一覧

資料 9 - 1

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河 川	国、同、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海 岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）	道施行 1 カ所 120 万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道 路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	港 湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行 1 カ所 500 万円以上 管理組合施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	漁 港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	公 園	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第 2 条第 2 号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、保休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空 港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1 施設 120 万円以上	80/100
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農 地	道、市町村、土地改良区等	農地	1 カ所 40 万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1 カ所 40 万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1 カ所 40 万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1 カ所 40 万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3、第 87 条の 2 の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1 地区の復旧事業費（当該地区における 1 カ所の復旧事業費 75 万円以上のものの合算額）が 500 万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の 100 分の 1 を超えるもの。	土地改良法施行令第 52 条第 1 項第 3 号、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第 89 条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1 カ所 75 万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の 6 の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1 カ所 75 万円超	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の 6 の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・ 1 カ所 概ね 2,000 万円超 ・ 工事が高度な技術を要するとき ・ 激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備		・ 天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で 500 戸以上又は、一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内全住宅の 1 割以上 ・ 火災の場合 滅失戸数が被災地全域で 200 戸以上又は、一市町村全住宅の 1 割	建設又は買取り 2/3 （激甚災害の場合 3/4） 借上げ 2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化		・ 近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初 5 年間は
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設		再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2 （激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）
			既設公営住宅の補修		戸あたり 11 万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が 290 万円（市町村の場合は 190 万円）	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設		再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設公営住宅の補修		戸あたり 11 万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が 290 万円（市町村の場合は 190 万円）	
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等		〃	1/2 または 1/3

障害者総合支援法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については 40 万円以上	1/2 または 1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2 または 1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費 1,900 千円（町村は 1,000 千円）を超え、かつ、現在給水人口×130 円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費 1,000 千円（町村は 500 千円）を超え、かつ、現在給水人口×110 円を超えるもの・1 カ所 概ね 2,000 万円超	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校施設の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80 万円以上 市町村 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 市町村 30 万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80 万円以上 市町村 40 万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街 路	道、市町村	○都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第 18 条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第 12 条の検査を終了していないもの	道 120 万円以上 市町村 60 万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が 3 万 m ³ 以上であるもの、又は 2 千 m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は 20m50m 以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量 2 千 m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60 万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80 万円以上 市町村：40 万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	(1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	(2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	(3) 公 園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	(4) 宅 地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃

○応急金融の概要

資料 9 - 2

融資の 名称		内容・資格・条件等						
生活福祉資金		資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
		教育支援金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯） 月額 150,000 円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10 年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：年 1.5%
					（複数世帯） 月額 200,000 円以内			
			住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円	6ヵ月以内 （生活支援費と合わせて貸付の場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内）		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に結ぶために必要な費用	600,000 円				
		不動産担保型生活資金	福祉費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用（具体的使途は別表参照）	5,800,000 円以内 （ただし、使途目的に応じ別表参照）	6ヵ月以内	20 年以内 （ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：年 1.5%
			緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000 円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
		教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後6ヵ月以内	20 年以内 （貸付額により期間の目安あり）	無利子
			教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月額 35,000 円以内			
					（高等専門学校） 月額 60,000 円以内			
					（短期大学） 月額 60,000 円以内			
		（大学） 月額 65,000 円以内						
		不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得者の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地評価額の7割） 月額 300,000 円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
			要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地と建物の評価額7割） 月額生活扶助額の1.5 倍以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。								

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福 祉資金	(福祉資金福祉費表)			
	使途目的	呼 称	貸付限度額目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6 か月程度 1,300,000 円 ・ 1 年程度 2,200,000 円 ・ 2 年程度 4,000,000 円 ・ 3 年程度 5,800,000 円	8 年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	8 年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内
	住居の移転等、給排水設備等に設置に必要な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	(福祉資金福祉費表)							
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 母子・父 子福祉団 体 寡婦	事業（例えば洋 裁、軽飲食、文 具販売、菓子小 売業等、母子・ 父子福祉団体 においては政令で 定める事業）を 開始するのに必 要な設備費、什 器、機械等の購 入資金	2,930,000 団体 4,410,000		1 年	7 年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 母子・父 子福祉団 体 寡婦	現在営んでいる 事業（母子・父子 福祉団体につい ては政令で定め る事業）を継続 するために必要 な商品、材料等 を購入する運転 資金	1,470,000 団体 1,470,000		6 か 月	7 年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%
	修学 資 金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校 （専門課程） 大学 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34.500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52.500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33.750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52.500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76.500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115.000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96.500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131.000 専修学校 公立（自宅）67,500 （自宅外）78.000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程） 49,500	就学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20 年 以 内 専 修 学 校 （ 一 般 課 程 は 5 年 以 内）	無利子 ※現に 貸付け る場合 児童を 連帯借 受人（連 帯保証 人は不 要）。 児 童 に 貸 付 け る 場 合 親 等 を 連 帯 保 証 人 と す る。

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	(福祉資金福祉費表)							
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生 活 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	知識技能を習得 している間の生 活補給資金	月 額 (一般) 月 額 105,000 (一般) 月 額 141,000	知 識 技 能 を 習 得 す る 期 間 中 5 年 以 内	知 識 技 能 得 後 6 か 月	20 年 以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%
			医療若しくは介 護を受けている 間の生活補給資 金		医 療 又 は 介 護 を 受 け て い る 期 間 中 1 年 以 内	医 療 し く は 介 護 終 了 後 6 か 月	5 年 以 内	
			母子家庭又は父 子家庭になって 間もない（7年 未満）者の生活 を安定・継続す る間に必要な生 活補給資金		252 万 円を限度	貸 付 起 案 了 御 6 か 月	8 年 以 内	
			失業中の生活を 安定・継続する のに必要な生活 補給資金		離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	5 年 以 内		
	住 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築し、 増築し、建築し、 又は購入するの に必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6 か 月	6 年 以 内 特別 は 7 年 以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%
	転 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転移する ため住宅の貸借 に際し必要な資 金	260,000		6 か 月	3 年 以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	(福祉資金福祉費表)							
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支 度 資 金	母子家庭 の母が扶 養する児 童	就学、就業する ために必要な被 覆等の購入に必 要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420.000 大学・短大等 公立（自宅）410,000 （自宅外）420.000 私立（自宅）580,000 （自宅外）590.000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者（自宅）150,000 （自宅外）160,000 ※高等学校卒業 者（自宅）272,000 （自宅外）282,000		6 か 月	20 年 以内	修学資 金と 同様
		父子家庭 の母が扶 養する児 童						
	父母のい ない児童							
	結 婚 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が不要する児 童、寡婦が扶養 する 20 歳以上の 子の婚姻に際 し、必要な資金	300,000		6 か 月	5 年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000 円	年 3 %	3 年	10 年	半年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000 円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000 円				
	ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000 円	〔据置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔据置期間を含む〕	年賦
	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000 円				
	③ ①と②とが重複した場合				
	ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000 円				
	イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000 円				
	ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000 円				
	④ 次のいずれかの自由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等				
	ア ②のイの場合 2,500,000 円				
	イ ②のウの場合 3,500,000 円				
	ウ ③のイの場合 3,500,000 円				

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市長村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については 6 月ないし 1 年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号)	貸付金の額は、1 世帯当たり限度額は 350 万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅融資	1 融資対象者					
	・次の（１）～（４）の全てにあてはまる方					
	（１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方					
	（２）ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	（３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方					
	年 収		4 0 0 万円未満	4 0 0 万円以上		
	総返済負担率基準		3 0 %以下	3 5 %以下		
	（４）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
	融 資 対 象	区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅	補 修
		住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等によるガンバ審査を受けること			
		住宅部分 床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
		築年数		申込日において竣工から２年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から２年を超えている住宅又は既が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
	融 資 限 度 額	基本融資額	建設資金 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円	購入資金 2,650 万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	購入資金 2,650 万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	補修資金 740 万円 整地資金 450 万円 引方移転資金 450 万円
特例加算額		建設資金 520 万円	購入資金 520 万円	購入資金 520 万円		
返 済 期 間	耐火 準耐火 木造（耐久性） 木造（一般）	35 年以内	35 年以内	35 年以内	20 年以内	
	据置期間	3 年以内			1 年以内（返済期間に含む）	
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年 0.45% 特例加算額 年 1.35%			
		補修の場合	年 0.45%			
	（令和 2 年 9 月 1 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）					
	受付期間	り災日から 2 年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立合成法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後３年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が 200 万円（法人 1,000 万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600 万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 12 分の 6 に相当する額又は粗収益の 12 分の 6 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償 還 期 間	10 年以内（うち据置き 3 年以内）
	貸 付 利 率	年 0.16～0.25%（R2.9.18 現在）

取扱機関	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大である融資と認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期限	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動 都度設定
	貸付利率	法発動 都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額 イ 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期限	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.16～0.30% (R2.9.18 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	0.16% (H29.4.19 現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期限	30 年以内(20 年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.45%(H29.4.19 現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期限	15 年以内(5 年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.25%(H29.4.19 現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期限	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.30%(H29.4.19 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設 素材生産施設 特用林産物生産施設 森林エーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内(3 年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.08%(R1.7.19 現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当
	貸付期間	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.30%(R2.9.18 現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
	償還期間	6 ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資 幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資 幹旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍(その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等		
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件		
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
	資金使途	設備資金	設備資金
	融資金額	8,000万円	5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）	
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内年1.0% 年1.0% 10年以内年1.2%（融資期間が3年超の場合選択可）	
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	
取扱機関等		関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会		中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	区 分	中小企業 で働く方	非正規労働 者の方	季節労働者 の方	離職者の方
	融資対象者	・ 育児・介護休業中の方も含む ・ 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方）		・ 2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 ・ 前年の総所得が 600 万以下の方 ・ 前年の総収入が 150 万円以上の方	・ 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120 万円以内			100 万円以内
	融資期間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了まで元金据置可、据置期間分延長可）		8 年以内	5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年 1, 60%		年 0. 60%	
	償還方法	元金均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、 北海道労働金庫、道内信用 金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○被災者生活再建支援制度に基づく支援

資料 9 - 3

	内容・資格・条件等																		
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る） における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く 5 年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支援金の 支給額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 (支給対象世帯 ①に該当)</td><td>解体 (支給対象世帯 ②に該当)</td><td>長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)</td><td>大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)															
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)																
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	(1) 申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

蘭越町地域防災計画

(資料編)

平成31年 3月

令和 4年 3月 (全面修正)

令和 5年 3月

令和 6年 3月

発行人

蘭越町防災会議

(事務局)

総務課企画防災対策室防災係

電話：0136-55-7534

FAX：0136-57-5112